

歯学教育評価

点 検 ・ 評 価 報 告 書

<申請大学・学部用(様式例)>

【申請歯科大学・歯学部 基本情報】

大学・学部・学科名	東京歯科大学 歯学部 歯学科
大学・学部・学科英語名	Tokyo Dental College Faculty of Dentistry Department of Dentistry
学位名称	学士(歯学)
定員	募集定員:128名、収容定員:840名

序 章

(1) 歯学教育（学士課程）の概要、これまでの自己点検・評価活動及びそれらの結果を受けて講じた教育の改善・向上の概要等

本学は、1890年の高山歯科医学院創立に始まり、現存する本邦最古の歯科医学教育機関として、最新の知識と技術を学生に教授し、国民の歯科医療を支える歯科医学の発展に寄与している。「歯科医師たる前に人間たれ」という「ヒューマニズム」を尊重した建学の精神のもとに、歯学に関する専門の学術を教授研究すると共に、豊かな教養と高い人格を備えた人材を養成し、人類の福祉に貢献することを目的としている。

この目的を果たすために、医療の根幹をなすのは患者と歯科医師との十分な信頼関係であり、その基盤の上に立ちつつ優れた知識と技能を持つ医療者となって初めて全人的医療、すなわち患者の立場に立った、患者の心を思いやる医療が可能となるという理念のもと、ダイアゴナル的にカリキュラムを組み立て、第1学年から第6学年までのレベルに応じた段階的・継続的なコミュニケーション教育を行っている。それとともに、学年主任副主任を中心とした学生の成績や学修進度、学修態度を把握しながら、生活面や精神面のサポートをする体制の確立にも取り組んでいる。附属施設としては、都市型歯科病院である水道橋病院、医科系総合病院である市川総合病院、地域密着型歯科診療所である千葉歯科医療センターの3つの医療機関を有し、それぞれの特徴を活かしながら連携する教育体制を整えていることを大きな強みとし、教育の充実を図っている。

これらの特徴を生かし、歯科医学教育のさらなる発展のために、本学における教育の点検・評価の実施とその結果による改善が必要と考え、学校教育法、大学設置基準に基づき、学則第1条の2で、「その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行う」ことを規定し、恒常的に改善・改革を促進するため、自己点検・評価委員会を毎月開催し、具体的な点検・評価の実施について学務協議会に指示するとともに、その概要について2年ごとに公表してきた。さらに、点検・評価による教育の質を保証し、社会に対する説明責任を果たせるよう自己点検・評価委員会において、「東京歯科大学の方針」を定め、内部質保証に関する基本的な考え方、組織体制と役割分担、PDCAサイクルの運用プロセスを明示している。学校教育法に定められた機関別認証評価制度においては、これまで三度（2009年度、2016年度、2023年度）、公益財団法人大学基準協会の認証評価を受けた。その結果、同協会の基準に適合していることを2023年3月29日までに認定され、長所として特記すべき事項として3件が挙げられている。一方、改善課題4件の指摘を受けており、それらを踏まえ、課題や改善の方向性について、継続的に自己点検・評価を実施している。今回、本学は2025年度に分野別評価である歯学教育評価を受審するにあたり、これまで取り組んできた教育・研究に関する活動について、自己点検・評価を実施することで、本学における歯科医学教育にかかる目標のさらなる発展に繋がりたいと考えている。

本章

1 使命・目的

・項目:使命・目的

評価の視点	評価のポイント
<p>1-1 歯学教育（学士課程）が担う基本的使命及び当該歯学教育（学士課程）を設置する大学の理念・目的を踏まえ、養成すべき人材像を明らかにした歯学教育（学士課程）の目的を設定していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歯学教育(学士課程)の目的の明確性と適切性 ・目的における個性化と多様性の視点 ・設置する大学の理念・目的との関連性
<p>1-2 歯学教育（学士課程）の目的を教職員及び学生に周知し、かつ広く社会一般に公表していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・目的の周知・公表方法 ・周知活動の効果の把握

＜現状の説明＞

【1-1】歯学教育（学士課程）が担う基本的使命及び当該歯学教育（学士課程）を設置する大学の理念・目的を踏まえ、養成すべき人材像を明らかにした歯学教育（学士課程）の目的を設定していること。

東京歯科大学は、1890年に創立者 高山紀齋 により歯科医学教育において本邦最古の歴史をもつ高山歯科医学院として創立され、1900年、建学の祖 血脇守之助 が東京歯科医学院と改称した。爾来、近代歯科医学草創期の教育機関としての責務を果たすため、学術においては常に最先端の教育・研究を展開し、歯科医学及び歯科医療の進歩・発展に寄与してきた。

本学は、血脇が唱えた「歯科医師たる前に人間たれ」という「ヒューマニズム」を尊重した教育理念を建学の精神とし、歯科医師としての知識や技術だけでなく、社会性、国際性を身につけ、人間的に優れた良識豊かな歯科医師を養成する歯科大学であり続けることを目指している（東京歯科大学ホームページ「建学の精神」・「大学の目的」）。

この教育理念に基づき、本学の目的は、東京歯科大学学則（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学学則」）第1条に、「東京歯科大学は、歯学に関する専門の学術を教授研究するとともに、豊かな教養と高い人格を備えた人材を養成し、もって人類の福祉に貢献することを目的とする。」と規定されている。本学の教育目標は、前述の理念・目的に基づいて、変化する時代に対応できる、国民の求める人間性豊かな歯科医療人を養成することである。大学への進学率の上昇や高等学校教育の多様化等に伴い、入学者の能力・適性や志向も多様化してきていること、また、社会人学生や外国人留学生が増加していること等を踏まえ、大学教育は、全体として一層の多様性を確保し、誰もがアクセスしやすい高等教育システムを構築することが求められている。個性・特色の明確化を図り、多様性を確保すると同時に、柔軟な高等教育システムを広く周知するため、その具体的な内容をミッションステートメント（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学教育方針（ミッションステートメント）」）として定め、以下のとおり公表している。

【ミッションステートメント】

東京歯科大学は、創立（1890年）以来、大学づくりに真摯な姿勢で取り組んでいます。それは、これから入学する人に、いま勉学に励む学生に、そして卒業した先輩たちに対して誠実でありたいからです。建学以来受け継がれる精神を信念に、あなたと一緒に成長していく大学です。

1. ライフ・サイエンスに基づいた「歯科医学」と先進技術に基づいた「歯科医療」の展開
2. 医療の心である「ケアの精神」に基づいた歯科医療の実践のための人間性教育

3. 保健医療につながる他領域との組織的連携と実践のための能力養成
4. 地域・国およびグローバルな規模での保健医療にコミットメントする人材の育成

【1-2】歯学教育（学士課程）の目的を教職員及び学生に周知し、かつ広く社会一般に公表していること。

本学の歯学教育の目的については、「東京歯科大学大学要覧」を毎年作成し、ポリシーやカリキュラムマップを特色とともに、パンフレットと大学ホームページにて周知するよう努めている（東京歯科大学ホームページ「大学概要（冊子・リーフレット）」）。また、「大学案内」において、分かりやすく大学の特色を紹介し目的を広く伝えている（東京歯科大学ホームページ「受験生の方（令和7（2025）年度 デジタルパンフレット）」）。大学の目的を踏まえた歯学部の「人材養成その他教育研究上の目的」については、3つのポリシーと合わせ、ホームページ上にも別途詳細に明示している（東京歯科大学ホームページ「情報の公表（教育研究上の基礎的な情報）」）。

特に建学の精神である「歯科医師たる前に人間たれ」に示される教育理念は、どのような時代であっても医療人として最も普遍的な理念であり、大学要覧、ホームページのみならず、大学ポートレート（東京歯科大学ホームページ「大学ポートレート」）や、入試要項（東京歯科大学ホームページ「2025 年度入学試験要項」）への明示、入試ガイダンスにおける説明（資料 01-02-01）により、教職員や学生、受験生等に広く認識されている。

また、第1学年生と第2学年編入生に対して行われる「歯科医学のための一般教養」（東京歯科大学ホームページ「シラバス（第1学年歯科医学のための一般教養Ⅰ 前期計画表）」、資料 01-02-02）において、本学における歯科医学教育の目的等を、学長が自ら講義している。加えて、本学の校歌（北原白秋作詞、山田耕筰作曲）（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学校歌」）には、「醫はこれ濟生ひとへに仁なり」の一節が、歌詞4番までリフレインされており、教職員と学生が全学一体となって常に本学の教育理念であるヒューマニズムに親しむ土壌ができています。

これらのことから、本学の教育理念・目的及び目標は、学生・教職員のみならず、社会一般に広く周知されている。周知活動の効果の把握については、学生に対しては年1回すべての学生に対して実施している「学修についての実態調査」（東京歯科大学ホームページ「学修についての実態調査」）を通じて効果の把握を行っている。

<根拠資料>

- ・資料 01-02-01 2025 年度入試ガイダンススライド（抜粋）
- ・資料 01-02-02 歯科医学のための一般教養講義資料
- ・東京歯科大学ホームページ「建学の精神」・「大学の目的」
<https://www.tdc.ac.jp/college/introduction/tabid/1184/Default.aspx>
- ・東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学学則」
<https://www.tdc.ac.jp/Portals/0/images/college/kyoumu/gakusoku.pdf>
- ・東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学教育方針」
<https://www.tdc.ac.jp/college/applicants/tabid/191/Default.aspx>
- ・東京歯科大学ホームページ「大学概要」
<https://www.tdc.ac.jp/portals/0/images/college/information/pdf/yoran/yoran2024.pdf>
- ・東京歯科大学ホームページ「受験生の方」（令和7（2025）年度 デジタルパンフレット）
https://www.d-pam.com/tdc/2413761/index.html?tm=1#target/page_no=1
- ・東京歯科大学ホームページ「情報の公表（教育研究上の基礎的な情報）」
<https://www.tdc.ac.jp/college/information/tabid/204/Default.aspx>
- ・東京歯科大学ホームページ「大学ポートレート」
<https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000264501000.html>

- ・東京歯科大学ホームページ「2025年度入学試験要項」
<https://www.tdc.ac.jp/Portals/0/images/college/kyoumu/2025年度入学試験要項.pdf>
- ・東京歯科大学ホームページ「シラバス（第1学年歯科医学のための一般教養Ⅰ 前期計画表）」
<https://syllabus.tdc.ac.jp/list/content.php?s=1&did=771>
- ・東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学校歌」
<https://www.tdc.ac.jp/college/introduction/tabid/112/Default.aspx>
- ・東京歯科大学ホームページ「学修についての実態調査」
<https://www.tdc.ac.jp/college/information/tabid/205/Default.aspx>

・項目:目的の検証

評価の視点	評価のポイント
I-3 歯学教育（学士課程）の目的の適切性について定期的に検証を行っていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・目的の適切性の検証 ・検証の結果に基づく具体的な改善事例

<現状の説明>

【I-3】歯学教育（学士課程）の目的の適切性について定期的に検証を行っていること。

教育理念に基づき、本学の目的は、東京歯科大学学則（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学学則」）第1条に、「東京歯科大学は、歯学に関する専門の学術を教授研究するとともに、豊かな教養と高い人格を備えた人材を養成し、もって人類の福祉に貢献することを目的とする。」と規定されており、その目的の適切性については2022年4月改正の自己点検・評価委員会規程（資料 01-03-01）第2条に「東京歯科大学の教育研究水準の向上を図り、建学の精神及び教育理念に基づく本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究等の状況について自ら点検・評価を行うとともに、内部質保証を実現、推進すること」と盛り込み、検討・確認を実施している。

また、建学の精神、理念に基づくとともに、今後の学校経営の在り方として、教学組織と法人がそれぞれの長期的な展望を共有し、一体的な基本方策の策定及び推進を行い、教育研究の充実と経営面のより一層の調和を図るため、2020年度から5か年計画で「学校法人東京歯科大学中期計画（以下「中期計画」という。）」を策定した（東京歯科大学ホームページ「学校法人東京歯科大学中期計画」）。

中期計画では、「全体」「教育」「研究」「医療・社会貢献」「国際化」の5項目を重点目標とし、72項目の行動計画を設け、それぞれ可能な限り目指す水準を設定し、年度ごとに実施状況や具体のエビデンスを確認するとともに、各年度における事業計画や大学の戦略（「各領域の戦略」）（東京歯科大学ホームページ「各領域の戦略」）との最適化を図りつつ、目的の適切性の検証を進め、2025年度から実施予定の中期計画（7年計画）に反映させ、計画の推進に取り組んでいる。具体的な見直し例としては、歯学生共用試験の公的化を踏まえた歯学教育モデル・コア・カリキュラムを基盤とした特色あるカリキュラムを展開や、外国語教育や海外研修の機会を充実、多様な教員の登用について課題として計画の追加したこと挙げられる。時代の要請に応えられる教育体制を整えるべく、改革の断行を行うこととしている（資料 01-03-02 学校法人東京歯科大学中期計画（2025-2032））。

<根拠資料>

- ・資料 01-03-01 東京歯科大学自己点検・評価委員会規程
- ・資料 01-03-02 学校法人東京歯科大学中期計画案（2025.4.1-2032.3.31）
（令和6年度第3回常務理事会資料 2024.9.17開催）
- ・東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学学則」
<https://www.tdc.ac.jp/Portals/0/images/college/kyoumu/gakusoku.pdf>

- ・東京歯科大学ホームページ「学校法人東京歯科大学中期計画」
<https://www.tdc.ac.jp/Portals/0/images/college/information/pdf/keikaku.pdf>
- ・東京歯科大学ホームページ「各領域の戦略」
<https://www.tdc.ac.jp/Portals/0/images/college/information/pdf/senryaku.pdf>

【大項目 1 の現状に対する点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

2023 年度に大学基準協会の認証評価を受審し、改善課題のほか、本項目に関して、以下の 2 点の概況コメントが提示された。

1. 建学の精神や大学の目的は、ホームページには項目を設けて示してはいないため、学外者にも分かりやすく明示することが望まれる。
2. 法人の中期計画と大学の戦略の関連性をより一層明らかにし、取り組んでいくことを期待したい。

(2) 改善のためのプラン

上記概況コメントについては、2023 年 10 月 17 日開催の自己点検・評価委員会で議題とし、可能なものから速やかに取り組んでおり、上記 1 の「建学の精神や大学の目的」に関しては、既に本学ホームページに掲載済である（東京歯科大学ホームページ「建学の精神」・「大学の目的」）。また、大学の戦略に関しては、2025 年度から実施予定の中期計画（7 年計画）との関連性を一層明確にするよう取り組んでいくこととしている。

本学の歯学教育の使命・目的は、歯科医師養成のための教育機関として最も基本的かつ重要な内容を定めたものであり、今後も大きく変わることはないと考えため、この目的を踏まえつつ、変化する時代の要請に応じた様々な歯科医学教育の展開を図っていきたい。

<根拠資料>

- ・東京歯科大学ホームページ「建学の精神」・「大学の目的」
<https://www.tdc.ac.jp/college/introduction/tabid/1184/Default.aspx>

2 教育の内容・方法・成果

・項目:学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針

評価の視点	評価のポイント
<p>2-1 歯学教育（学士課程）の目的に基づき、修得すべき知識・技能・態度など期待する学習成果を明示した学位授与方針を策定していること。また、これを踏まえて教育課程の編成・実施方針を策定していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学位授与方針の策定 ・学位授与方針における修得すべき知識・技能・態度など(臨床能力を含む)期待する学習成果の明示 ・教育課程の編成・実施方針の策定 ・歯学教育(学士課程)の目的と学位授与方針の整合性 ・学位授与方針と教育課程の編成・実施方針の整合性
<p>2-2 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を教職員及び学生に周知し、かつ広く社会一般に公表していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の周知・公表方法 ・周知活動の効果の把握

<現状の説明>

【2-1】歯学教育（学士課程）の目的に基づき、修得すべき知識・技能・態度など期待する学習成果を明示した学位授与方針を策定していること。また、これを踏まえて教育課程の編成・実施方針を策定していること。

本学の目的は、東京歯科大学学則（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学学則」）第1条に、「東京歯科大学は、歯学に関する専門の学術を教授研究するとともに、豊かな教養と高い人格を備えた人材を養成し、もって人類の福祉に貢献することを目的とする。」と規定されており、本学の教育目標は、この目的に基づいて、変化する時代に対応できる、国民の求める人間性豊かな歯科医療人を養成することである。今般、大学教育は、全体として一層の多様性を確保し、誰もがアクセスしやすい高等教育システムを構築することが求められている。個性・特色の明確化を図り、多様性を確保すると同時に、柔軟な高等教育システムを広く周知するため、その具体的な内容をミッションステートメント（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学教育方針（ミッションステートメント）」）として定めるとともに、本学の目的を踏まえ、学位授与の方針（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学教育方針（卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」）を定め、その具体的な内容をコンピテンシー（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学教育方針（コンピテンシー）」）として定めている。

◎東京歯科大学 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本学の教育課程を通じて、歯科医師としての基本的な知識、技能、態度を修得するとともに、生涯研修・研究を行う態度、問題発見・解決能力を身につけることを学位授与の方針としている。

1. 医療人としての高い倫理観や人間性・協調性を身につけ、多様性の中で常に向上しようと努力している人。
2. 医学・歯科医学を統合的に理解して全人的な医療を提供するために必要な基本的知識と技能を修得している人。
3. 積極的な自主学修態度と論理的思考及び問題発見・解決のための基本的な能力を身につけている人。

◎東京歯科大学 コンピテンシー

1. アイデンティティー 「歯科医師たる前に人間たれ」という建学の精神を身につけている。

2. プロフェッショナルリズム 歯科医師としての社会的使命を自覚しつつ、法と医療倫理を遵守し、医療安全に配慮しながら誠実に患者中心の医療を提供する。
3. 社会的貢献 地域社会における保健、医療、福祉、行政等の活動を通じて、国民の健康回復、維持、向上と疾病の予防に貢献する。
4. コミュニケーション 患者、家族、医療関係者やその他の人々の心理・社会的背景を踏まえながら、適切なコミュニケーションを介して良好な人間関係を構築するとともに、必要な情報を収集し、提供する。
5. チーム医療 医療従事者をはじめ、患者や家族に関わるすべての人々の役割を理解し、連携を図る。
6. 自己研鑽 常に医療の質の向上を目指し、他の医療従事者とともに研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。
7. 医学知識と問題対応能力 最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、科学的根拠に経験を加味して問題解決を図る。
8. 専門的実践能力 医療人としての適切な態度のもと、統合された知識と基本的技能を身につけ、患者のライフステージ及び全身状態と患者や家族の心理・社会的な背景を踏まえて、科学的根拠に基づいた医療を実践する。
 - 1) 適切な診察と検査によって歯科疾患を診断し、診療計画を立案する。
 - 2) 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導を実践する。
 - 3) 歯の硬組織疾患、歯髓疾患、歯周病、口腔外科疾患、歯質と歯の欠損、口腔機能の発達不全および口腔機能の低下など、一般的な歯科疾患に対応するための基本的な治療と管理を実践する。
 - 4) 歯科診療を安全に行うために、必要に応じて主治の医師等と情報を共有しながら患者の全身状態を評価する。
 - 5) 歯科診療を安全に行うために、医療事故予防のための対策を実践する。

また、本学の教育目標のもと、学位授与方針との関連性を踏まえながら、下記のとおり教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学教育方針（教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」）。

◎教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学は、建学の精神である「歯科医師たる前に人間たれ」を基本に、歯科医師としての知識・技能だけでなく、高い倫理観や人間性・協調性の醸成を柱とした教育課程を編成している。また、他領域との連携やグローバルな規模で活躍できる人材を育成するため、問題基盤型学修やグループ討論を通じて、積極性・能動性・協調性を伸ばす教育課程を編成している。

1. 教育内容

- (1) 医療人としての高い倫理観や人間性・協調性を醸成するために、ダイアゴナル・カリキュラムに基づく6年一貫コミュニケーション教育を推進する。
- (2) 歯科医学専門科目を十分に理解するために、必要な基礎知識の修得を目的として個々の習熟度に応じた教養教育のカリキュラムやITリテラシー教育を実施する。
- (3) 医学・歯科医学を統合的に理解して全人的な医療を提供するために、ITを活用した豊富な教育資源を活用した医学系科目を含む多元的かつ重層的な専門科目のカリキュラムを実施する。
- (4) 国際人としての素養を身につけるために、姉妹校における海外研修を推進する。
- (5) 研究マインドを備えた歯科医療人となるために、卒業論文研究を推進する。

2. 教育方法

- (1) 主体的な学びの力を高めるために、アクティブラーニング（能動的学修：グループ・

ワーク、ディベート、体験学修、調査学修、等)を取り入れた教育方法を教養教育、ITリテラシー教育、専門科目、海外研修、卒業論文研究で実施する。

- (2) 積極的な自主学修態度と論理的思考および問題発見・解決能力を修得するために、問題基盤型学修カリキュラムを主に専門科目で実施する。
- (3) 質の高い歯科医療を提供するために、充実した臨床基礎実習と特色ある本学の3病院における診療参加型臨床実習を実施する。
- (4) 積極的な自主学修の習慣を形成するために、充実した環境を整備する。

3. 評価

- (1) 学修成果を総合的かつ客観的に評価するために、歯科医療の実践に必要な知識については、各学年終了時に6年間一貫した総合学力試験を軸とする総括的評価を行う。
- (2) 歯科医師として必要な技能については、臨床基礎実習での技能評価と診療参加型臨床実習での技能評価をもって総括的評価を行う。
- (3) 歯科医師として必要な態度については、第1～4学年のコミュニケーション学での観察記録を軸とする態度評価と診療参加型臨床実習での態度評価をもって総括的評価を行う。

【2-2】学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を教職員及び学生に周知し、かつ広く社会一般に公表していること。

本学では、「卒業認定・学位授与方針・コンピテンシー、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れ方針」（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学教育方針」）を明示し、大学ホームページや学内の掲示板等で広く公表している。

カリキュラムは、大学ホームページや大学案内等で公表している（東京歯科大学ホームページ「カリキュラムマップ（概要）」）。また、各学年の進級に関する事項については、成績評価基準の客観的な指標として、大学ホームページに公表し、かつ学年毎にオリエンテーションで学生へ周知し、また保護者にも修学指導方針説明会等で説明を行っている（東京歯科大学ホームページ「成績評価基準の客観的な指標（試験・進級等に関する学則・試験規程・教授会申し合わせ事項（抜粋）」）。

周知活動の効果の把握については、学生に対しては年1回すべての学生に対して実施している「学修についての実態調査」（東京歯科大学ホームページ「学修についての実態調査」）を通じて効果の把握を行っている。また、卒業認定・学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針及び入学者の受入れに関する方針の3つのポリシーを踏まえた大学等の取組の適切性にかかる点検・評価については、学外の有識者からの第三者評価（資料 02-02-01）も得ることとしている。第三者評価で得られた意見は、入学者選抜における実施方法の見直しを行う等、改善に活かしている。

<根拠資料>

- ・資料 02-02-01 東京歯科大学の教育活動に関する点検・評価の依頼について
- ・東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学学則」
<https://www.tdc.ac.jp/Portals/0/images/college/kyoumu/gakusoku.pdf>
- ・東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学教育方針」
<https://www.tdc.ac.jp/college/applicants/tabid/191/Default.aspx>
- ・東京歯科大学ホームページ「カリキュラムマップ（概要）」
<https://www.tdc.ac.jp/college/introduction/tabid/117/Default.aspx>
- ・東京歯科大学ホームページ「成績評価基準の客観的な指標（試験・進級等に関する学則・試験規程・教授会申し合わせ事項（抜粋）」
<https://www.tdc.ac.jp/Portals/0/images/college/kyoumu/moushiawase.pdf>
- ・東京歯科大学ホームページ「学修についての実態調査」
<https://www.tdc.ac.jp/college/information/tabid/205/Default.aspx>

・項目：教育課程の編成・実施

評価の視点	評価のポイント
<p>2-3 教育課程の編成・実施方針に基づき、次に掲げる事項を踏まえ、歯科医師として求められる基本的資質・能力を醸成するための教育課程を体系的に編成し実施していること。</p> <p>(1) 社会の変化に対応できる知識・技能を養成し、学士課程教育として、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための科目を適切に配置していること。</p> <p>(2) 歯学教育モデル・コア・カリキュラムの内容を包含していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成・実施方針に沿った適切な授業科目の体系的な配置 ・カリキュラムの体系性、学生が修得すべき知識・技能との関連性を可視化する仕組み(例えば、カリキュラムマップの策定など) ・準備教育の充実 ・独自の教育カリキュラムの編成とその適切性 ・医療人育成に向けた各大学の特色ある講義・実習 ・「モデル・コア・カリキュラム」と「アドバンスド・カリキュラム」のバランスに配慮した組合せ ・リサーチマインドの涵養、グローバル人材の育成に配慮した教育課程の編成 ・学生のキャリアパスに応じた教育課程の編成
<p>2-4 教育課程を実施するにあたって、適切な授業形態や方法が用いられていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アクティブラーニング講義、少人数グループ教育、問題基盤型あるいは症例基盤型学習(臨床推論)、相互学習、体験学習、実験、臨床見学、臨床技能教育(シミュレーション教育)、臨床実習、地域実地経験、遠隔授業や WEB を活用した学習、研究室配属、学会等での研究発表など、多彩な教育方法の実施
<p>2-5 授業の目的及び到達目標が明示されたシラバスを作成し、それに基づいた授業を行っていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・時間割の明示 ・適切な内容で構成されたシラバスの整備及び明示 ・授業内容とシラバスとの整合性の確保
<p>2-6 歯学教育の実施に必要な教育施設・設備、支援体制が適切に整備されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・講義室、実習室、スキルスラボ、図書館(図書室)等の歯学教育に必要な施設・設備の整備 ・談話室、自習室、コンピュータ室等の学生の自学自習に必要な施設・設備の整備 ・履修指導、予習・復習等の相談・支援 ・成績不振者への指導体制 ・歯学教育(学士課程)が行う経済的支援制度 ・歯学教育(学士課程)が行う進路選択・キャリア形成に関する相談・支援

<現状の説明>

【2-3】教育課程の編成・実施方針に基づき、次に掲げる事項を踏まえ、歯科医師として求められる基本的資質・能力を醸成するための教育課程を体系的に編成し実施していること。

(1) 社会の変化に対応できる知識・技能を養成し、学士課程教育として、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための科目を適切に配置していること。

(2) 歯学教育モデル・コア・カリキュラムの内容を包含していること。

本学の教育課程は、歯学教育モデル・コア・カリキュラムを基本とし、本学の教育目標と教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、及び卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、6年間を体系的に編成している(東京歯科大学ホ

ームページ「カリキュラムマップ（概要）」）。

教育目標達成のため、講義、演習、実習・実技を組み合わせ、より高い教育成果を期待した授業形態を採用しており、特に、講義と実習については、内容の順次性を重視して、全体の枠の中で講義と実習を適切な時期に適切な時間だけ実施できるようなフレキシブルな時間割設定を行う科目も設けている（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学授業要覧（第3学年口腔病理学（講義・実習）」））。

授業科目は全て必修または選択必修科目であり、履修系統図（カリキュラムマップ）を作成し、学年毎に授業科目を体系的に分類し、学生と教職員がカリキュラムの全体構造を俯瞰できるようにしている。また、2022年度からは授業科目に番号を付してナンバリングを実施し、学修の順序性を表している（資料02-03-01）。

第1学年と第2学年前期は、一般教養科目、外国語科目、保健体育科目、基礎教育科目によって構成される教養科目を中心に学修し、第2学年後期、第3学年および第4学年では基礎系科目、臨床系科目、社会系科目などの専門教育科目を各科目の連携をとりながら学修する。第5学年から第6学年にかけては本学の3つの医療機関で臨床実習を行っている。第6学年では、臨床実習終了後から、これまでに学んだ基礎系・臨床系科目の内容と臨床実習での豊富な症例から得られる経験とを踏まえ、歯科医学専門科目の総合的な知識の整理を目的とした「総合講義」を行っている。

本学のカリキュラムの特徴の1つとして、診療参加型カリキュラムの一環としてのコミュニケーション教育を第1学年から実施している。第1学年の病院見学では、近年、歯科治療を受けたことのない学生が増加してきていることから Early Exposure による現場体験が歯科医学を学ぶ上で重要となっている。第3～第4学年では、学生間、学生と教員あるいは模擬患者によるコミュニケーション技法実習やロールプレイを行い、第5学年の診療参加型臨床実習への橋渡しを担っている。

健康寿命の延伸に向けて進められる地域包括ケアシステムの中で、高齢者を中心とした安全な歯科医療の展開と多職種連携について医学・歯科医学を統合的に理解するために「地域包括ケアと高齢者の歯科診療」を新規科目として2017年度から開講している（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学授業要覧（第4学年地域包括ケアと高齢者の歯科診療）講義」、東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学授業要覧（第4学年地域包括ケアと高齢者の歯科診療）実習」）。本プログラムにおいては、アドバンスドカリキュラムのひとつとして地域包括支援センター実習が計画され、新型コロナウイルス感染症拡大により実施が延期されてきたが、2024年度に初めて実施されて、今後は臨床実習（第5学年）の中での実施を計画している。さらに「臨床栄養学の知識」を修得するための大妻女子大学との合同実習を実施している。これからの歯科医師は、地域包括ケアシステムの一員として医療、介護そして保健・福祉との連携が重要であり、臨床栄養学の知識を持ち、口腔機能維持と適切な栄養管理により、高齢者の生活の質を支えることが求められている。特にサルコペニア・フレイル対策に貢献すべく管理栄養士との連携が重要課題であることから、多職種連携教育（IPE）に基づく卒前実習を通じ、多角的な視点から患者を支援する能力を修得し、地域包括ケアシステム的一端を担う歯科医師を育成することを目的としている。オンライン形式による合同実習が2020年にスタートし、2022年には対面での実施が行われ、5年目を迎える。

教養教育では、高度な教養と豊かな人間性を養い、歯科医学専門科目を十分に理解するために必要な基礎知識の総合的修得を目標としている。そして歯科医学の専門教育では、適切な歯科医療を遂行するための幅広い専門的な知識と技能、態度を修得することを目標とし、社会に貢献できる豊かな人間性の育成を目指している。同時に、初年次教育の一環として実施している2泊3日の合宿形式で実施するフレッシュマンセミナーでは、講演、グループ討議・発表を通じて、ノートを取り方、レポートの書き方などを学修するとともに、与えられたテーマでディベートを行っている（資料02-03-02）。また、2022年度より第3学年生を対象に、今後学修する臨床系科目と、既に学修している教養科目、基礎系科

目との関連性について考える、またキャリアパスを考えることをテーマとした、1泊2日の合宿形式での学外セミナーを実施している（資料 02-03-03）。

授業担当者には、本学教員の他、本学卒業生で他大学の教員となっている者、海外の教育機関で教員となっている者、各領域で先端的な教育や診療を行っている他大学教員等の実務家としての非常勤講師による授業も展開し、知識の修得のみならず、キャリアパス教育の一助にもなっている（資料 02-03-04）。

研究者養成・グローバル人材育成につながる取り組みとして、第2学年の英語Ⅲ（歯科医学英語講読）で、主に英語論文の読解力を養成し、また基礎系科目の微生物学実習、薬理学実習、歯科理工学実習では英語論文の読解・討論・プレゼンテーションや研究テーマを設定して実験計画を作成する実習等を行っている。更に Elective Study として、第1学年から第5学年のそれぞれの成績優秀者の中から募集した学生が米国、ドイツ、スウェーデン、韓国、台湾など海外で短期研修を行うプログラムも設けている（資料 02-03-05）。Elective Study は、各学年とも成績が上位 35 名以内の者が対象となり、その中で学年主任等の修学指導担当教員が人格や勉学意欲などの面から特に推薦した者が参加できることとしている。

このほか研究に興味を持った学生は、学生の希望する講座で研究指導をうけ、研究結果は卒業論文としてまとめられ（資料 02-03-06）、卒業式で表彰される。卒業論文の開始時期は多くの学生が第3学年であり、各自の希望した講座で研究を行うことができる。

教育カリキュラムについては、その実施に伴って認められた問題点に対して必要な改善を行う際は、教授会を経て学内ワーキンググループを立ち上げ、現状の点検・評価を含め、詳細な検討を行っている。検討結果は、教育ワークショップ報告会（資料 02-03-07）において学内公開し、多数の教員からの意見を聴取して、翌年度からのカリキュラム改定につなげている。2023 年度に向けては、国が推進しているデジタルトランスフォーメーション（DX）について、教育 DX における概念を取り入れた本学の臨床基礎実習室の構想について検討した（資料 02-03-08）。併せて、歯学教育モデル・コア・カリキュラムや、歯科医師国家試験出題基準の改訂に伴う、教育内容の見直しについても検討が行われた。

【2-4】教育課程を実施するにあたって、適切な授業形態や方法が用いられていること。

学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法として、アクティブラーニングや学生が主体的に参加できるようにクリッカーを活用した双方向性授業やグループ学修を実施している。第2学年から第5学年では、カリキュラムとして PBL を組込む他に、カリキュラム以外でも学生は自主的かつ積極的にグループ学修を行っている。特に、コミュニケーション学では、東京歯科大学の市民参加型教育団体である Patient Community のメンバーが実習に参加し、リアルな患者としての意見を学生にフィードバックし、来るべき臨床実習の準備を整えている。この Patient Community とは、模擬患者よりも実際の患者に近く、よりリアルな声を学生に反映するために、歯科医学教育への協力を賛同して登録した患者から構成されており（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学 P-Com ニュース第 50 号」）、現在のところ、27 名に登録いただいている。本 Patient Community のメンバーが実習に参加することによって、学生はリアルな患者の対応や意見を体験したうえで第5学年の臨床実習を行っている。また、このコミュニケーション学でのグループ学修においては、チューターとして若手教員、ティーチング・アシスタントが付き、教員からのフィードバックも積極的に行われている。第6学年では、カリキュラムの中にグループ学修時間枠を設け、学生主体で学ぶ態度を養っている。

第4学年における「地域包括ケアと高齢者の歯科診療」の授業では、大妻女子大学家政学部食物学科2年生と合同で授業を実施し、口腔、摂食嚥下機能の治療、維持を行う歯科学と、栄養アセスメントに基づく必要栄養量を食べやすく飲みこみやすい食事の形態にして提案できる栄養学それぞれの視点から、多職種連携の重要性を経験している（資料 02-04-01）。

また、新たな教育手法の利活用についても積極的な検討を進めており、デジタルデンティストリーを見据えた教育の必要性を鑑み、臨床基礎実習室に口腔内スキャナー、ラボスキャナー、CAD/CAM マシンといった機器の整備を行い、新たな臨床基礎実習を展開している（資料 02-04-02）。

このような能動的学修により、歯科医師に求められる必須の基本的能力と考えられる論理的に思考する力と、それを相手に適切に説明できるプレゼンテーション能力の重要性を指導している。本経験を踏まえて、全学年において科目の授業だけでなくホームルームや補習、グループ学修の時間を設け、6年間を通じて能動的学修を推進している。

【2-5】授業の目的及び到達目標が明示されたシラバスを作成し、それに基づいた授業を行っていること。

シラバスには、全科目とも、教科の特徴、一般目標や行動目標、方略、評価、事前事後学修、ナンバリングについて記載して学生に提示するとともに、オフィスアワーも記載し、学生が効率的に質問できるようにしている（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学授業要覧（第4学年地域包括ケアと高齢者の歯科診療）講義」）。教科書以外の講義資料は、シラバスからダウンロードが可能であり、講義の予習にも活用することを可能としている。さらに講義後のポストテストもシラバス上で、グーグルフォームを使用し、実施することで事後学修にも活用されている。学内のシラバスを中心とした e-learning システムを活用することで、学生と教員の双方向の講義・実習内容の把握や指導につながっている。また、オープンエデュケーションとして他大学などで無償にて提供されているデジタル資料（東京歯科大学ホームページ「オープンエデュケーション資料（口腔病理基本画像アトラス）」）を授業の教材や自主学修ツールとして学生に提示している。このオープンエデュケーションは、本学でもコンテンツを作成し、提供を行っている（東京歯科大学ホームページ「オープンエデュケーション」）。

第1学年～第5学年の臨床実習開始前までは、WEB シラバスとしてホームページで公表している（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学授業要覧」）。なお、臨床実習については臨床実習必携（東京歯科大学ホームページ「臨床実習必携」）に、第6学年の総合講義については総合講義要旨（資料 02-05-01）に明示し、学生に配付している。

シラバス作成にあたっては、授業担当講座における主担当、副担当を選出し、シラバス説明会を毎年度開催している。記載内容に不備が生じないよう、システム上で入力がない項目があると保存ができないしくみを活用する等工夫したうえで、完成したシラバスについては教務部長が全体を確認している。また、全ての授業科目で実施されている学生による授業評価アンケートの中で、シラバスに沿った授業が行われているか評価され、その結果については担当教員にフィードバックされている。

【2-6】歯学教育の実施に必要な教育施設・設備、支援体制が適切に整備されていること。

本学の校地は、東京都千代田区にある「水道橋キャンパス」、千葉県市川市にあり市川総合病院を有する「市川キャンパス」、千葉県千葉市にあり千葉歯科医療センターを有する「千葉キャンパス」からなり、大学設置基準上必要な校地・校舎面積を充足している。

施設面においては、2016年3月に水道橋校舎本館西棟が竣工し、生体素材研究室の設置のほか、学生用ラウンジが設置され、2017年3月に水道橋校舎本館の病院各診療科改修工事が完了し、臨床実習の場としての病院機能が充実した。2020年から2021年には、水道橋校舎本館に講義室・セミナー室・講座研究室を拡充し、標本室を移設した。改修された本館12階は、2つの大教室と5つのセミナールームで構成されており、フレキシブルなレイアウトが可能となるよう、可動式の机、椅子、ホワイトボードを整備し、床下には学生数分の電源、また室内には無線LANが配備され、本学が推奨するグループ学修を想定したフロアとして活用されている。講義室・セミナー室は、6年生の自習室としても活用され、より機能的に運用されている（資料 02-06-01）。バリアフリーの観点から、校舎各所にス

ロープ、手すり、自動ドア、多目的トイレを設置して、障がいのある学生も快適にキャンパス内で過ごせるよう対応している。また、トイレについては、女子学生の増加を踏まえ女子トイレの拡充を行った。

水道橋キャンパスにおいては、新館校舎 10 階に「臨床基礎実習室」を整備し、156 台の実習机には臨床基礎実習に必要なマネキン・タービン・バキューム等を備え、共用試験 OSCE や CSX の試験会場としても使用している。インストラクターコーナーからの指示は、各実習台に配備したモニターに映写され、学生が指導を受けたい際は、呼び出しボタン機能を使用して双方向の実習が可能となっている。2024 年、この臨床基礎実習室に CAD/CAM 実習に必要な口腔内スキャナ・ミリングマシンを配備し、臨床基礎実習に使用する取り組みを始め、順次この台数を増やしていく予定である。さらに新館校舎 7 階と 12 階、さいかち坂校舎 5 階、6 階には、教養・基礎・臨床の様々な講義や実習に対し、フレキシブルに対応できる「実習講義室」を整備している。また新館校舎地下 1 階には、第 2 学年で実施される「解剖実習室」を整備している。

千葉キャンパスにおいては、2017 年に合宿棟・厚生棟を実習時の宿泊施設としての機能も追加し、より有用な研修施設へと改修を行った。また、校舎の耐震診断を実施し、体育館・合宿棟・厚生棟の耐震化を行った。2018 年にはグラウンド、テニスコートの整備を行った。2021 年 3 月に学生・研修歯科医用スキルスラボを併設した無床歯科診療所である千葉歯科医療センターでの診療を開始した後、2021 年度に図書館・体育館・合宿棟・厚生棟以外の旧校舎の解体を実施し、千葉校舎校地の新たな運用について、現在、将来構想検討会において検討を進めている（資料 02-06-02）。

市川キャンパスにおいては、2022 年 9 月に市川総合病院の歯科・口腔外科及び口腔がんセンターの更なる医療の質とサービスの向上を図るため、歯科外来棟を新設し、歯科ユニット 25 台と手術室を完備した日帰り全身麻酔での小手術や障がい者歯科治療への対応が可能となり、実習施設としても機能が拡充された（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学市川総合病院 NEWS 一覧「歯科・口腔外科および口腔がんセンター外来診療室移転のお知らせ」」）。さらにキャンパス内に併設されているスキルスラボでは、身体診察や静脈確保、心肺蘇生などの基本的かつ実践的な臨床技能を効果的に修得できるシミュレーター教育を可能とし、多職種連携を踏まえた医療従事者としての人材育成に役立てている。

図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備については、本学では 3 キャンパスそれぞれに図書館を配置している（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学図書館」）。これらは、水道橋キャンパス（水道橋校舎本館図書館、水道橋校舎新館図書館、さいかち坂校舎図書分館）、市川総合病院図書分館、千葉校舎図書館である。水道橋キャンパスの 3 図書館は校舎を利用する学生の利便性を考慮した資料配置を行っている。おもに第 1、第 2 学年生が利用するさいかち坂校舎分館には一般教養図書及び教科書を中心とした入門的な医学・歯科医学専門書、おもに第 3、第 4、第 6 学年生が利用する水道橋校舎新館図書館は最新の医学・歯科医学専門書および参考図書、第 5 学年生が利用する水道橋校舎本館図書館は臨床実習用の図書と共に、研究者向けに医学・歯科医学の学術雑誌を配置している。蔵書数は、図書 109,029 冊、学術雑誌 4,515 種、電子ジャーナル 3,960 種である。また図書館には自習スペースが設けられ、多くの学生が利用できる環境が整備されている。

本学の学生支援の方針は、「修学支援」「生活支援」「進路支援」の 3 つの項目からなる。これに加えて、「障がい学生支援」についても方針とガイドラインを定め、これらをホームページに明示している（東京歯科大学ホームページ「障がい学生支援」）。これらの支援を実行するための体制として、教育職員からなる「学生部」及び「教務部」と、事務職員からなる「学生課」及び「教務課」が配置されている。「学生部課」、「教務部課」はそれぞれ、教育職員と事務職員が協働して学生の支援にあたっている。加えて、「学生部課」と「教務部課」が情報共有のもと、連携をとりながら学生支援にあたる体制となっている。また、学生部課・教務部課が協働のなかで、学年ごとには学年主任制を敷き、入学から卒業、歯科医師国家試験受験、そしてその後の進路相談に至るまで、きめ細やかに

支援している。さらに、毎年「学年代表学生との意見交換会」を実施し、充実した学生生活を送ることができるよう、学年ごとに取りまとめた要望などについて、聞き取りを行い、改善に活かしている（資料 02-06-03）。

履修指導、修学指導に関しては、1 年次では入学後のオリエンテーションで行うと共に、2 年次以降では年度初めのオリエンテーションにおいて、教務部長による説明、指導を行っている。保護者に対しても入学式直後、また毎年 6 月に「修学指導方針説明会」を開催し、修学指導に関する方針説明を行っている。各科目の履修、予習・復習に関する事項はシラバスに明記するとともに、学生の個別指導については各科目にオフィスアワーを設定し指導を行っている。

本学では、進級判定基準に満たなかった者は原級に留まり、その学年のすべての学科目を再履修することとなる。留年者や成績下位者に対する細かな支援として、毎年 6 月と 11 月に実施している「修学指導関係者・父兄個別面談会」の場において、保護者を含めた三者面談の機会を設け、修学指導を行っている。それ以外にも、学修上の問題や生活上の悩み事など、多くの事項について、保護者との連絡を緊密に取りながら支援を行っている（資料 02-06-04）。このような面談や必要に応じて行われる個別の学生対応は、各学年主任・副主任により行われている。各学年で実施される学内試験の成績を学年主任は全て把握し、さらに「主任主催試験」として学年主任・副主任が主体となって作成する試験結果などから各学生の習熟の到達度を理解することを徹底している。学生へのフィードバックは、学年主任・副主任との面談を常に行い、勉強の方法などを指導するための資料としている。さらに精神的な問題、友人間・クラブ活動内での問題なども、大学幹部と各学年主任・副主任で構成される「保健安全管理委員会」において情報を共有し、様々な問題に大学として対応する体制を整えている。

さらに、「学生こころの相談室」を開設し、1 人で悩み抱えこんでいる学生に対して、専門の臨床心理士が話を聞き、適切なアドバイスを行っている（資料 02-06-05）。

成績下位者に対しては、補習の機会を設け、学修支援を行っている。第 1 学年では自然科学演習で理科学科（物理・化学・生物）について、高校での履修内容も含めた問題演習・講義を行っている。4 月に実施される基礎学力確認テストの結果に基づき、知識の補充が必要な者には補習を行っている。これにより、歯科医学専門科目を学ぶための基礎知識を着実に身につけるようにしている。さらに、第 1～第 4 学年ではホームルーム、補習の時間枠を設け、小テスト・補講等を行っている（資料 02-06-06）。6 年生では、年 4 回行う総合学力試験の結果をもとに、科目別に補講コースを組んで苦手科目についての理解を深められるような体制を構築している（資料 02-05-01）。

学生が経済的に安定した学生生活を送るための支援についても、学修に専念できるよう、奨学金制度や学費減免制度を充実させるとともに、随時、学生に情報提供を行っている。学業ならびに人格の優れた学生に対する特待支援制度や、経済的に修学が困難な状況に陥ってしまった学生に対する修学支援制度（資料 02-06-07）を設けている。

進路支援については、進路先との連携を強化しながら、随時学生に情報提供を行っている。歯科医師の国家資格を得た上での卒業後の進路は、臨床業務に従事する以外にも、研究者や官公庁への就職など多種多様である。このことから、学生自身がキャリアパスについて考えられる企画として、2022 年度より第 3 学年学外セミナーを開催し、多方面の職種に就いている卒業生等を講師に迎え、様々なキャリアの選択肢があることを学ぶ機会を提供している（資料 02-03-03）。また、卒業後、歯科医師国家試験に合格した者は、歯科医師として歯科医師臨床研修施設に入職することとなるが、実際に研修施設が確定するまでの流れについて、第 6 学年主任・副主任、臨床研修委員長等と学生部が連携をとり、説明を行っている。また、本学附属 3 施設（水道橋病院、市川総合病院、千葉歯科医療センター）の歯科医師臨床研修プログラムの説明会の開催や、学外の主要研修機関からも研修指導担当者を招き説明会も行っている（資料 02-06-08）。

臨床研修修了後の進路については、大学院への進学等について説明（資料 02-06-09）を

行うとともに、個々の適性に合った就職先を選べるよう学生部で全国の歯科医院等からの求人情報（年間約 500 件）を閲覧できる形式をとっている。また、本学の同窓会では若手同窓生支援のための様々な研修会（新進会員のつどい）を開催しており、学生はこれらに無料で参加できる（資料 02-06-10）。

<根拠資料>

- ・資料 02-03-01 2024 年度ナンバリング一覧
- ・資料 02-03-02 2024 年度フレッシュマンセミナー実施要領
- ・資料 02-03-03 2024 年度第 3 学年学外セミナー実施要領
- ・資料 02-03-04 2024 年度第 2 学年「英語Ⅲ」シラバス（西村一郎客員教授特別講義）
- ・資料 02-03-05 Elective Study 実施状況
- ・資料 02-03-06 卒業論文学生数一覧
- ・資料 02-03-07 2023 年度教育ワークショップ報告会
- ・資料 02-03-08 2023 年度教育ワークショップ報告会スライド
- ・資料 02-04-01 多職種連携を考慮した歯科と栄養学科の合同実習の取り組み（大久保真衣他，歯科学報，123（2）：129-138，2023）
- ・資料 02-04-02 2024 年度 CAD/CAM を使用したクラウンブリッジ補綴学実習
- ・資料 02-05-01 第 6 学年総合講義通年計画表
- ・資料 02-06-01 水道橋校舎本館西棟竣工・12 階リニューアル工事竣工（大学広報第 278、303 号）
- ・資料 02-06-02 令和元年度千葉歯科医療センター開設千葉校舎改修関係記事（大学広報第 289、296、301 号）
- ・資料 02-06-03 「各学年代表学生による意見交換会」議事録
- ・資料 02-06-04 「修学指導関係者・父兄個別面談会」通知
- ・資料 02-06-05 「学生こころの相談室」運用開始案内
- ・資料 02-06-06 2024 年度時間割（1-2 年）
- ・資料 02-06-07 修学支援制度詳細
- ・資料 02-06-08 研修歯科医募集説明会
- ・資料 02-06-09 「大学院説明会」案内
- ・資料 02-06-10 東京歯科大学同窓会「新進会員のつどい」案内
- ・東京歯科大学ホームページ「カリキュラムマップ（概要）」
<https://www.tdc.ac.jp/college/introduction/tabid/117/Default.aspx>
- ・東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学授業要覧（第 3 学年口腔病理学（講義・実習）」
<https://syllabus.tdc.ac.jp/list/content.php?s=3&did=765>
- ・東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学授業要覧（第 4 学年地域包括ケアと高齢者の歯科診療）講義」
<https://syllabus.tdc.ac.jp/list/content.php?s=4&did=746>
- ・東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学授業要覧（第 4 学年地域包括ケアと高齢者の歯科診療）実習」
<https://syllabus.tdc.ac.jp/list/content.php?s=4&did=153>
- ・東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学 P-Com ニュース第 50 号」
<https://www.tdc.ac.jp/Portals/0/images/college/information/pdf/P-Comnews50.pdf>
- ・東京歯科大学ホームページ「オープンエデュケーション資料（口腔病理基本画像アトラス）」
<http://www.jsop.or.jp/atlas/>
- ・東京歯科大学ホームページ「オープンエデュケーション」

<https://www.tdc.ac.jp/college/introduction/tabid/1102/Default.aspx>

- ・東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学授業要覧」
<https://syllabus.tdc.ac.jp/list/index.php>
- ・東京歯科大学ホームページ「臨床実習必携」
<https://www.tdc.ac.jp/Portals/0/images/college/kyoumu/hikkeil.pdf>
- ・東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学市川総合病院 NEWS 一覧「歯科・口腔外科および口腔がんセンター外来診療室移転のお知らせ」」
<https://www.tdc.ac.jp/igh/tabid/754/Default.aspx?itemid=1198&dispmid=2323>
- ・東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学図書館」
<https://library.tdc.ac.jp>
- ・東京歯科大学ホームページ「障がい学生支援」
<https://www.tdc.ac.jp/college/information/tabid/203/Default.aspx>

・項目：臨床実習体制

	評価の視点	評価のポイント
2-7	診療参加型臨床実習の管理運営体制が整備されていること。	・臨床実習の管理運営体制
2-8	診療参加型臨床実習の指導歯科医の条件が明示され、十分な教員数が配置されていること。	・診療参加型臨床実習を担当している指導歯科医数及び臨床教授等の数 ・診療参加型臨床実習の指導歯科医の要件(例えば、臨床経験年数、専門学会の専門医、認定医の資格、指導歯科医講習会受講の有無、共用試験の評価者資格など)の明確化
2-9	患者に臨床実習の意義が説明され、患者の同意が確認されていること。	・患者への説明 ・患者の同意書の取得
2-10	臨床実習に必要な施設・設備を整備していること。	・臨床実習用歯科ユニット、臨床実習用技工室、シミュレーター室等の臨床実習に必要な施設・設備の整備

<現状の説明>

【2-7】診療参加型臨床実習の管理運営体制が整備されていること。

臨床実習は、臨床教育委員会を組織し、学長、副学長、病院長、教務部長、学生部長、各診療科の部長・医局長、第5学年主任・副主任、事務職員等がメンバーとなって管理運営を行っている（資料 02-07-01）。毎月開催している委員会では、カリキュラムの立案、学生の成績分析、日常の学生の臨床実習履修状況の確認、診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験（Post-CC PX (CPX, CSX) の運営等を行い、学生の修学状況を随時確認しながら臨床実習を進めるとともに、臨床実習内容の改善につなげている。

【2-8】診療参加型臨床実習の指導歯科医の条件が明示され、十分な教員数が配置されていること。

臨床実習で学生に教育する指導医の要件は、2022年10月開催の学務協議会において、「臨床経験年数が5年間以上（卒後6年目以上）の教員およびレジデント」を指導歯科医の基本的要件として、「臨床経験年数が1年間以上5年間未満（卒後2年目以上、5年目以下）」を指導補助歯科医とした申し合わせ事項として定めた。本要件については、2025年3月の教授会で要件の見直しを行い、ホームページなどに提示する予定としている（資料 02-08-01）。2024年5月1日時点で、臨床実習における指導教員は、251人（常勤教員、医科を含む）おり、歯科専門外来による専門性の高い治療が可能な水道橋病院に99人、総

合病院であり様々な医科の診療科との連携が可能な市川総合病院に 119 人、地域医療の実践および地域医療を行える歯科医師の育成を目的とする千葉歯科医療センターに 33 人それぞれの特性に合わせた臨床教育を行える教員が配置され、学生が豊富な症例を体験できる環境となっている。

【2-9】患者に臨床実習の意義が説明され、患者の同意が確認されていること。

診療参加型臨床実習を実施するにあたり、学生が診療に参加する教育病院であることを院内掲示（資料 02-09-01）やホームページで周知を図るとともに、診療申込の際に臨床実習包括的同意書（資料 02-09-02）に署名をもらうことで臨床実習への協力の同意を確認している。指導医は、診療開始前に記載した同意書を確認するとともにさらに口頭でも確認したうえで、診療を開始する。学生が自験等を行う際には患者が同意したことについて、カルテにも記載している。

【2-10】臨床実習に必要な施設・設備を整備していること。

本学の臨床実習は、前述の通り、3つの附属医療機関（水道橋病院、千葉歯科医療センターおよび市川総合病院）で実施している。それぞれの特徴として、水道橋病院では、最先端の歯科医療・研究の拠点として専門歯科医の育成を、市川総合病院では、全身的疾患の一部として口腔疾患の診療を行える専門的な口腔外科医の育成とともに、有病者や障がい者など配慮を要する患者に対する歯科診療を行なえる歯科医師の育成を、千葉歯科医療センターでは、地域に役立ち、効率の良い診療を行なえる臨床歯科医の育成をそれぞれ目指している。そして、これらの3施設が特徴を生かして一体となり、本学ならではの教育（東京歯科大学ホームページ「理事長挨拶」）を展開している。

臨床実習に必要な設備として、歯科用ユニット数は、水道橋病院に 111 台、市川総合病院に 22 台、千葉歯科医療センターに 40 台あり、合計 173 台有している。なお、学生専用の診療室は設置していない。臨床実習用の技工室は水道橋病院には学生専用の技工室が完備され、技工機を 14 台備えている他、教育用の CAD/CAM システムを整備し、臨床実習の中で教育が実施されている。加えて、より高いレベルの技能の修得を図るために、市川総合病院や千葉歯科医療センターにスキルスラボを設け、診療参加型臨床実習と組み合わせることで、効果的な実習を実施している（資料 02-10-01）。市川総合病院のスキルスラボは、摂食嚥下リハビリテーションや全身状態評価に関する基本的知識と技能を修得する環境が整備されており、また千葉歯科医療センターでは、実際の診療チェアや歯科用顕微鏡といった器具が揃えられ、シミュレーション実習が可能となる環境が整備されている。

<根拠資料>

- ・資料 02-07-01 第 568 回臨床教育委員会議題
- ・資料 02-08-01 臨床実習における指導歯科医の要件
- ・資料 02-09-01 水道橋病院内における臨床実習に関する掲示
- ・資料 02-09-02 臨床実習包括的同意書
- ・資料 02-10-01 スキルスラボ（市川総合病院、千葉歯科医療センター）
- ・東京歯科大学ホームページ「理事長挨拶」
<https://www.tdc.ac.jp/college/introduction/tabid/107/Default.aspx>

・項目：臨床能力向上のための教育

	評価の視点	評価のポイント
2-11	臨床実習開始前に学生の知識・技能・態度の評価を行い、診療参加型臨床実習を行う学生の質の担保を図っている	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床実習開始前に達成すべき基本的態度・知識・技能の到達目標の設定とその評価 ・臨床実習開始前の共用試験の利用方法 ・共用試験の成績の把握

	こと。	
2-12	患者の安全に配慮しつつ、臨床能力の向上のための教育カリキュラムを整備していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床実習用シラバスの整備及び明示 ・臨床実習の内容 ・臨床実習の形態(固定実習型、ローテイト実習型、ハイブリッド型など)
2-13	診療参加型臨床実習に十分な実習時間を定め、実践していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生1人あたりの担当患者数や自験数、介助数、見学数等に配慮した実習時間の設定・実施 ・自験が十分にできなかった際の補完教育の実施
2-14	卒業時の臨床能力が明示され、診療参加型臨床実習において修得した能力を評価するシステムを有し、臨床能力を担保していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床実習用シラバスに記載された成績評価の基準・方法 ・臨床実習終了後の評価方法 ・Post-CC PX の利用方法と成績の把握 ・臨床研修との連続性に配慮した臨床実習終了時に修得すべき臨床能力(ミニマムリクワイヤメント)の設定・評価
2-15	診療参加型臨床実習に際して、医療事故防止、感染対策等に関する医療安全教育が行われていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生に対する医療安全教育、個人情報保護に関する講義やセミナーの実施及びその時期 ・診療参加型臨床実習に関するマニュアルの整備 ・実習に際しての学生の保険加入状況

<現状の説明>

【2-11】臨床実習開始前に学生の知識・技能・態度の評価を行い、診療参加型臨床実習を行う学生の質の担保を図っていること。

本学では、第5学年の4月から第6学年の4月までの期間に臨床実習を行っている。このため、臨床実習開始前の共用試験 CBT、OSCE は第4学年に実施し、共用試験 CBT、OSCE は、科目試験、総合学力試験とともに第5学年への進級条件となっている（東京歯科大学ホームページ「成績評価基準の客観的な指標（試験・進級等に関する学則・試験規程・教授会申し合わせ事項（抜粋）」）。各科目の成績は1科目 10.0 点満点とし、6.7 点以上を合格としている。なお、各科目の成績はGPA 制度としており、その評価を 0.0 点から 10.0 点までとした科目の GP と定め、全科目（講義と実習・実技を含む）の GP の総和を科目数で除したものを GPA とし、その GPA が 6.7 点以上をもって合格としている。但し、4 点未満の科目が 3 科目以上ある者は原級に留める基準となっている。

講義科目・実習科目の受験資格は出席時数を 80%以上とし、不足した場合には受験資格を失う。前・後期の各定期試験では、6.7 点未満の科目を再試験の対象としており、再試験の成績は最高を 6.7 点としている。定期試験を病気等による、やむを得ない事情により欠席した者には追試験を受けることができるが、追試験の成績は科目ごとに 10%を減点としている。また、各年次毎に総合学力試験を課し、67%以上の得点で合格となる。

実習開始前の学生の成績（共用試験や科目試験、総合学力試験）については、教務部から学年主任に共有されるとともに、成績の概況については配属先の各診療科にも共有され、各診療科の臨床実習中に個別で知識の確認が行われている。

本学のダイアゴナル・カリキュラムの特徴として、診療参加型カリキュラムとしてのコミュニケーション教育（東京歯科大学ホームページ「カリキュラムマップ（概要）」）がある。第1学年で病院見学を実施することで、早期に病院での歯科医療現場を体験している。近年、歯科治療を受けたことのない学生が増加してきており、Early Exposure による現場体験が歯科医学を学ぶ上で重要となっている。第3～第4学年では、学生間、学生と

教員あるいは模擬患者によるコミュニケーション技法実習やロールプレイを行っている。また、介護施設などを運営する法人と協定を締結し、外部の現場における実習も行っている。

前述のコミュニケーション学の他、健康寿命の延伸に向けて進められる地域包括ケアの中で、高齢者を中心とした安全な歯科医療の展開と多職種連携について医学・歯科医学を統合的に理解するために「地域包括ケアと高齢者の歯科診療」を新規科目として2017年度から開講している。（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学授業要覧（第4学年地域包括ケアと高齢者の歯科診療）講義」）。

超高齢社会を迎え、今日における歯科医師は、歯科衛生士や歯科技工士ばかりでなく、医師や看護師など医療系の多職種と連携し、共通言語で会話し、口腔の健康を通じて全身の健康を提供できなければならない存在であり、本学では教育課程の中で、市川総合病院の教員（医師）による隣接医学系科目（内科学、外科学、精神科学、小児科学、眼科学、産婦人科学、整形外科、皮膚科学・形成外科学、耳鼻咽喉科学）を設けている。第3学年、第4学年での講義で、歯科疾患と内科疾患との関連性や病院における歯科の役割などについての理解を深め、歯科医師としての準備教育を充実させている（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学授業要覧（2024年度_第3学年時間割）」、東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学授業要覧（2024年度_第4学年時間割）」）。

【2-12】患者の安全に配慮しつつ、臨床能力の向上のための教育カリキュラムを整備していること。

5年次の臨床実習では、学年全体を1グループ当たり20名程度の5つの大班に分け、本学附属の水道橋病院においてはA：「保存科」B：「補綴科」C：「口腔外科・歯科麻酔科」と、5名程度の小班単位でD：「歯科放射線科、小児歯科、矯正歯科、口腔インプラント科、健康スポーツ歯科、スペシャルニーズ・ペインクリニック科、摂食嚥下・リハビリテーション科」の各科にて実習を行う。さらに10名程度の中班単位でE：「市川総合病院、千葉歯科医療センター」での実習を行い、これら3つの医療機関での各診療科をローテーションし、指導歯科医とともに診療に参加して、臨床実習を行う体制となっている（東京歯科大学ホームページ「臨床実習必携」）。臨床実習の内容は、臨床実習必携の中で、各科ごとに目標、方法、リクワイアメント、評価を示し、見学、介助、自験を中心に、患者の安全に配慮しつつ実施している。臨床実習の内容については、3つの医療機関がそれぞれに有する特徴を活かした実習を行い、特に総合病院としての機能を有する市川総合病院での臨床実習は、前期12日間を隣接医学として一般医学臨床部門での実習を行い（資料02-12-01）、一般医学知識を修得し、同時に、口腔と全身との関連や全身状態・疾患の理解を深めるための医科歯科連携や多職種連携によるチーム医療を直接学修する機会としている。自験については「歯学教育モデル・コア・カリキュラム 平成28年度改訂版」に記載のある「臨床実習の内容と分類」の「Ⅰ．指導者のもと実践する（自験を求めるもの）」、「Ⅱ．指導者のもとでの実践が望まれる（自験不可の場合はシミュレーション等で補完する）」を踏まえて設定しており、Ⅱが困難な場合には補完教育として院内の診療台でシンプルマネキンと顎模型を用いた実習、ロールプレイや相互実習、シミュレーター機器によるシミュレーション実習、スモールグループディスカッション、ケーススタディ、臨床講義が実施されている。安全面については臨床実習開始直前の講義（0期講義）（資料02-12-02）で安全管理、緊急時の対応について学修と再確認している。加えて、より高いレベルの技能の修得を図るために、市川総合病院や千葉歯科医療センターにスキルラボを設け、診療参加型臨床実習と組合せることで、効果的な実習を実施している（資料02-10-01）。また、第5学年の3月から第6学年の4月にかけての約1か月間は、臨床実習における「プログレス期間」を設定し、学生が希望した科に所属し、よりアドバンスな臨床実習を行える固定実習型の臨床実習としている（資料02-12-03）。

【2-13】診療参加型臨床実習に十分な実習時間を定め、実践していること。

臨床実習は、第5学年の4月に開始し、登院式、登院時オリエンテーション、0期講義（個人情報保護、安全管理、緊急時の対応、患者との接遇）を経て、準備期間では各科の事前オリエンテーション、講義等を行う。その後、前期（4月中旬～9月）と後期（10月～3月初旬）の2回、ローテイト方式の臨床実習を行う。第5学年臨床実習の2024年度実習時間数は第5学年の臨床実習は2024年度では236日間（1,532時間）となっており、十分な実習時間を確保している。また、臨床実習（前期・後期）における学生1人あたりの実習件数は、診療科の合計で見学：295、介助：663（診療科によっては見学も含む）、自験：92となっている。自験することが困難な症例については、シミュレーション教育を併用し、相互実習やスキルスラボを活用し、実施している。また、個別に、臨床実習終了時に不足している実習内容がある場合には、「補充期間」を設け、診療室でのケース補充や、口頭試問・レポート提出など、追加での補充実習を実施している。

各期の実習最終日には、学生が自己評価を実施し、自らの実習態度や成果の振り返りを行っている。また、配属していた診療科に対して指導体制評価を実施しており、評価結果は診療科部長および医局長へフィードバックし、教員の指導方法の向上に役立てている（資料02-13-01）。

3月中旬から第6学年の4月中旬には、プログレス期間として、原則、学生が希望する科に所属し、さらにアドバンスな固定実習型の診療参加型臨床実習を行い、プログレス期間の臨床実習は第6学年の臨床実習として評価されている。

【2-14】卒業時の臨床能力が明示され、診療参加型臨床実習において修得した能力を評価するシステムを有し、臨床能力を担保していること。

学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）に則り、学則、試験規程、教授会申し合わせ事項で定めたとおり、第5学年と第6学年では、それぞれ臨床実習に合格する必要がある。第5学年では、配属された全科の平均点が配属された全科のGPの総和を科目数で除したものをGPAとし、そのGPAが6.7点以上をもって合格としている。但し、4点未満の科が3科以上ある者は原級に留める基準としている。臨床実習終了時の臨床能力の評価は、臨床実習必携により到達目標を明示し、各科において形成的評価及び総括的評価を行って、妥当性を確保している。終了時に、各診療科が必携で示している評価基準に満たない場合は、補充実習を実施している。第6学年では臨床実習の「プログレス期間」として、学生が希望した科に配属し、その診療科における成績がGPAとなっている（東京歯科大学ホームページ「成績評価基準の客観的な指標（試験・進級等に関する学則・試験規程・教授会申し合わせ事項（抜粋）」）。

2021年度からは、従前からの本学が定めた臨床実習リクワイヤメントに加えて、第5学年では共用試験である診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験（Post-CC PX）の臨床実地試験（CPX）、一斉技能試験（CSX）の両方に合格することも進級する条件となっており、各試験の評価項目の基準に達することが必要となっている。Post-CC PXの成績についてはPost-CCシステムを利用し、システム上でCPXの進行状況、CSXの結果を把握している。CPXで進行が遅れている学生については個別に実施を促している。

【2-15】診療参加型臨床実習に際して、医療事故防止、感染対策等に関する医療安全教育が行われていること。

臨床実習に際しての医療過誤、医療事故防止、感染対策等の医療安全教育については、第4学年の歯科医療管理学（医療安全管理）で病院の医療安全マニュアル、感染予防マニュアル等も含め講義を中心に学修し、第5学年の課題講義（医療管理）では、ヒヤリハット事例を分析し、臨床ケーススタディで実際の事例についてのグループ討論・発表により医療安全についての知識や態度を深めている（資料02-15-01）。また、臨床実習開始直前

の講義（0期講義）で安全管理、緊急時の対応について再確認している。なお、これらの医療安全マニュアル、感染予防マニュアル、および個人情報保護マニュアルは臨床実習開始時に学生全員に配布し、その後の臨床講義等で適宜、資料として用いている。

また、感染予防の観点から、医療従事者を志す者として、第2学年と第4学年生にはB型肝炎の抗体検査とワクチン接種を義務付けている。さらに、インフルエンザワクチン接種を全学年生に対して毎秋行っている。これらの費用については、全保護者を会員として組織をしている、東京歯科大学父兄会の費用により賄われており、加えて、全ての学生が学生教育研究災害傷害保険に加入し、臨床実習中の事故や傷病に対応できる体制を整えている（資料02-15-02）。

<根拠資料>

- ・資料02-10-01 スキルラボ（市川総合病院、千葉歯科医療センター）
- ・資料02-12-01 2024年度市川総合病院医科実習日程表（E班）
- ・資料02-12-02 2024年度臨床実習0期講義
- ・資料02-12-03 2024年度（130期生）プログレス期間実施概要（保存科・歯科麻酔科）
- ・資料02-13-01 自己評価表、指導体制評価表（抜粋）
- ・資料02-15-01 第5学年課題講義（医療管理）シラバス
- ・資料02-15-02 学生の保険加入状況
- ・東京歯科大学ホームページ「成績評価基準の客観的な指標（試験・進級等に関する学則・試験規程・教授会申し合わせ事項（抜粋）」
<https://www.tdc.ac.jp/Portals/0/images/college/kyoumu/moushiawase.pdf>
- ・東京歯科大学ホームページ「カリキュラムマップ（概要）」
<https://www.tdc.ac.jp/college/introduction/tabid/117/Default.aspx>
- ・東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学授業要覧（第4学年地域包括ケアと高齢者の歯科診療）講義」
<https://syllabus.tdc.ac.jp/list/content.php?s=4&did=746>
- ・東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学授業要覧（2024年度_第3学年時間割）」
<https://syllabus.tdc.ac.jp/list/main.php?s=3>
- ・東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学授業要覧（2024年度_第4学年時間割）」
<https://syllabus.tdc.ac.jp/list/main.php?s=4>
- ・東京歯科大学ホームページ「臨床実習必携」
<https://www.tdc.ac.jp/Portals/0/images/college/kyoumu/hikkeil.pdf>

・項目：成績評価・卒業認定

評価の視点	評価のポイント
2-16 成績評価の基準・方法を適切に設定し、あらかじめ学生に明示していること。	・シラバスや学部要覧等における成績評価基準・方法の明示
2-17 設定された成績評価の基準・方法により、成績評価を公正かつ厳格に実施していること。	・成績の告知方法 ・臨床基礎実習等を含む成績評価 ・成績分布等を用いた成績評価の妥当性の検証(例えば、GPAの活用など)
2-18 進級判定基準を設定・明示し、適切な評価・判定を行っていること。	・進級判定基準の内容と周知方法 ・進級判定のプロセス ・関連委員会・教授会における進級判定の実績 ・留年者及び退学者等の状況

<p>2-19 成績評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを整備し、かつ、学生に対して明示していること。また、その仕組みを適切に運用していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学生への成績評価の開示 ・学生からの成績評価に対する問い合わせ制度(不服申し立てを含む)の整備、周知、運用
<p>2-20 学位授与方針に基づき、公正かつ厳格な卒業認定を行っていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・修得すべき知識・技能・態度など期待する学習成果を踏まえた卒業認定の基準の明示 ・卒業認定の手続・方法の明示 ・卒業認定における公平性・厳格性の担保

＜現状の説明＞

【2-16】成績評価の基準・方法を適切に設定し、あらかじめ学生に明示していること。

学修の成果に対する評価については、シラバスや臨床実習必携、総合講義要旨で各科目の評価方法、評価基準等について明示している。講義の総括評価に関し、中間試験などの結果を含む場合は、中間テストの割合を30%、定期試験の割合を70%とするなど、具体的な割合を明記している。実習に関しても同様で、レポートや中間試験などを総括評価に含む場合は、その割合を明記している。各学年の進級に関する事項については、【2-11】で既述した内容を成績評価基準の客観的な指標として大学ホームページに公表し、かつ学年毎にオリエンテーションで学生へ周知し、また保護者にも修学指導方針説明会等で説明を行っている（東京歯科大学ホームページ「成績評価基準の客観的な指標（試験・進級等に関する学則・試験規程・教授会申し合わせ事項（抜粋）」）。

【2-17】設定された成績評価の基準・方法により、成績評価を公正かつ厳格に実施していること。

学生の成績評価については、学内による試験のみならず、医療系大学間共用試験実施評価機構により定められた基準に基づき、臨床実習開始前の共用試験 CBT と OSCE、及び臨床実習後の診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験により、全国共通の基準で評価されている。学修成果については、前期末並びに期末に、授業の出席率や学年順位を付したうえで、保護者並びに本人に通知している。

本学では、歯科医学教育開発センターにおいて、各科目における個々の学生の出席状況や成績について定期的に検証している。また、学生の入学時の基礎理解度テスト、プレースメントテストについては教務部、歯科医学教育開発センターで資料の作成・分析を行い、教養科目協議会等で検討し、第1学年と第2学年の習熟度別授業や補習での教育方法の改善に反映させている。前期科目試験、後期科目試験、年度末の総合学力試験等の学生の総括的評価の成績についても学長の指示のもと、歯科医学教育開発センターで資料を作成・分析し（資料 02-17-01）、教務部協議会や総合講義検討委員会、臨床教育委員会といった学務関連の会議体で検討され、翌年度以降のカリキュラム等の改善に活用されている。あわせて、共用試験における成績、国家試験の合格率、最低修業年限での国家試験合格率を含めた学修成果の評価を実施し、内部質保証を担保している。

【2-18】進級判定基準を設定・明示し、適切な評価・判定を行っていること。

進級判定基準は、学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）に則り、学則（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学学則」）、試験規程（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学試験規程」）、教授会申し合わせ事項（資料 02-18-01）で定めており、各科目の成績は1科目 10.0 点満点とし、6.7 点以上を合格としている。なお、各科目の成績は GPA 制度としており、その評価を 0.0 点から 10.0 点までとした科目の GP と定め、全科目（講義と実習・実技を含む）の GP の総和を科目数で除したものを GPA とし、その GPA

が 6.7 点以上をもって合格としている。但し、4 点未満の科目が 3 科目以上ある者は原級に留める基準となっている。

講義科目・実習科目の受験資格は出席時数を 80%以上とし、不足した場合には受験資格を失う。前・後期の各定期試験では、6.7 点未満の科目を再試験の対象としており、再試験の成績は最高を 6.7 点としている。定期試験を病気等による、やむを得ない事情により欠席した者には追試験を受けることができるが、追試験の成績は科目ごとに 10%を減点としている。また、第 1～第 6 学年のすべてに総合学力試験を課し、67%以上の得点で合格となる。ただし、第 6 学年の総合学力試験においては、必修に相当する領域は 80%以上を合格としている。

第 4 学年では臨床実習開始前の共用試験 CBT と OSCE にも合格しなければならない。2024 年度から共用試験実施評価機構の定める到達基準に基づき合否判定を行うとしている。

第 5、第 6 学年では、それぞれ臨床実習に合格する必要がある。第 5 学年では、配属された全科の平均点が配属された全科の GP の総和を科目数で除したものを GPA とし、その GPA が 6.7 点以上をもって合格としている。但し、4 点未満の科が 3 科以上ある者は原級に留める基準としている。臨床実習終了時の臨床能力の評価は、臨床実習必携により到達目標を明示し、各科において形成的評価及び総括的評価を行って、妥当性を確保している。終了時に不足している内容がある場合には、補完実習を実施している。第 6 学年では臨床実習の「プログレス期間」として、学生が希望した科に配属し、その診療科における成績が GPA となっている。

2021 年度からは、第 5 学年で共用試験である診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験（臨床実地試験（CPX）、一斉技能試験（CSX））に合格することも進級する条件となっており、各試験の評価項目の基準に達することが必要となっている。

進級判定基準は、年度初めの教授会で確認され、これをホームページ等に公表のうえ、オリエンテーションや各教室への掲示等で学生に周知している。保護者に対しても、入学式・父兄会総会・修学指導方針説明会の機会に資料を配付し、教務部から説明して周知を行っている（東京歯科大学ホームページ「成績評価基準の客観的な指標（試験・進級等に関する学則・試験規程・教授会申し合わせ事項（抜粋）」）。

卒業判定や進級にあたっては、各試験成績の資料を教務部で作成し、学長、副学長、教務部長等をメンバーとする成績委員会（資料 02-18-02）で資料を確認、審議され、基準の点検・評価についても実施されている。成績委員会での審議の結果は教授会に諮られ、教授会の総意のもと学長が進級を決定している。

留年者の割合については、2019 年以降 6%～8%程度を推移しており、また、退学者の割合についても、2019 年度以降 2%前後となっている。成績評価に関する説明は、成績評価に関する問い合わせ等も含めて、各学年が開始時に行われるオリエンテーションで学生に周知し、保護者には毎年 6 月に修学指導方針説明会を開催し、説明を行っている。

【2-19】成績評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを整備し、かつ、学生に対して明示していること。また、その仕組みを適切に運用していること。

学生の学修成果については、ディプロマ・ポリシー及びアセスメント・ポリシーに則った進級判定基準により評価され、授業の出席率や学年順位を付したうえで、保護者並びに本人に通知している。なお、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対しては、学年主任が学生個人の成績状況・出席状況は全て把握しており、本人並びに保護者に対する個別の修学指導に対応している。また、具体的な成績開示の請求があった場合については、教学担当副学長が対応している。

【2-20】学位授与方針に基づき、公正かつ厳格な卒業認定を行っていること。

学位授与方針については、コンピテンシー（学修成果）を総合的かつ客観的に評価する

ために、アセスメント・ポリシーに基づき、歯科医療の実践に必要な知識については6年間一貫した総合学力試験、技能については臨床基礎実習での技能評価と診療参加型臨床実習での技能評価、態度についてはコミュニケーション学での態度評価と診療参加型臨床実習での態度評価をもって総合的に評価することを基本方針としている。

卒業判定基準は、学則（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学学則」）、試験規程（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学試験規程」）、教授会申し合わせ事項（資料02-18-01）で定めており、「総合学力試験および臨床実習のそれぞれに合格しなければならない。」としている。

第6学年では、臨床実習終了後から、これまでに学んだ基礎系臨床系科目の内容と臨床実習での豊富な症例から得られる経験とを踏まえ、歯科医学専門科目の総括的な知識の整理を目的とした「総合講義」を行い、その間に実施される総合学力試験において評価を行っている。

評価と判定のプロセスにおいては、学生の修学指導担当者の恣意を回避するため、総合学力試験の問題作成並びに採点と集計は教務部を担当する教員が対応している。試験問題については、各科目担当教員が作成後、問題選定委員会を経て、教務部による全問題の最終確認を行ったのち試験を実施している。卒業判定にあたっては、進級判定と同様に、各試験成績の資料を教務部で作成し、学長、副学長、教務部長等をメンバーとする成績委員会（資料02-18-02）で資料を確認、審議され、基準の点検・評価についても実施されている。成績委員会での審議の結果は教授会に諮られ、教授会の総意のもと学長が卒業を決定している。

<根拠資料>

- ・資料02-17-01 学生成績管理データベース
- ・資料02-18-01 教授会申し合わせ事項
- ・資料02-18-02 成績委員会細則
- ・東京歯科大学ホームページ「成績評価基準の客観的な指標（試験・進級等に関する学則・試験規程・教授会申し合わせ事項（抜粋）」
<https://www.tdc.ac.jp/Portals/0/images/college/kyoumu/moushiawase.pdf>
- ・東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学学則」
<https://www.tdc.ac.jp/Portals/0/images/college/kyoumu/gakusoku.pdf>
- ・東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学試験規程」
<https://www.tdc.ac.jp/Portals/0/resources/college/pdf/siken.pdf>

・項目：教育成果の検証

評価の視点		評価のポイント
2-21	学生の学習成果、卒業者の進路状況等を把握・分析し、教育上の成果を検証していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の学習成果(修得すべき知識・技能・態度など期待する学習成果の達成状況)の把握・分析 ・卒業生の進路及び活動状況(例えば、国家試験合格状況及び臨床研修マッチング状況、アンマッチ率、大学院進学状況など)の把握・分析 ・把握・分析結果を踏まえた教育成果の検証
2-22	検証した結果を教育内容・方法の改善に活用していること。	・検証結果を活用したカリキュラムや授業内容・教育方法の改善事例

<現状の説明>

【2-21】学生の学習成果、卒業者の進路状況等を把握・分析し、教育上の成果を検証し

ていること。

本学では、教務部及び歯科医学教育開発センターが中心となって、科目における個々の学生の出席状況や成績、授業評価アンケート内容等を集計し、定期的に必要な改善策を検討し、きめ細やかな教育を実施した結果、歯科医師国家試験においては、全国トップレベルの合格率を維持することができている（東京歯科大学ホームページ「国家試験合格率」）。

国家試験不合格者については、卒業後も継続して学修指導を行い、希望する者に対しては特別聴講生として、第6学年と同じ環境での学修指導を実施している。

歯科医師臨床研修マッチング状況については、例年 90%以上を維持しており、全国平均を上回り、アンマッチ者については、数名程度となっている。卒業生の研修先としては、本学附属の3施設をはじめ、他大学病院、病院歯科・診療所の順にマッチングをしている。

大学院への進学状況については、2024年度東京歯科大学歯学研究科入学者32名のうち、19名（59.4%）が、本学を卒業後、臨床研修を経て入学しており、過去4年間では卒業生のうち約66%が進学している。また、本学では「東京歯科大学大学院奨学生規程」（資料02-21-01）を施行し、本学歯学部における成績優秀者に対し、大学院修了までの修学資金を貸与する措置を講じている。

卒業生からは、本学の教育体制についてフィードバックを得るために毎年「卒業生アンケート」を実施し、その結果は集計のうえ公表し、教育課程の編成に活用されている（東京歯科大学ホームページ「卒業生アンケート」）。

【2-22】 検証した結果を教育内容・方法の改善に活用していること。

本学では、教務部及び歯科医学教育開発センターが中心となり、学修成果の継続的な検証と在学生や本学出身者からのフィードバックに基づいて、新しい教育技法や教育資源の導入による教育方略の改善及びFD活動の継続的な実施による教員の意識改革と教育能力の向上など、教育の質の保証と改善を推進している（資料02-22-01）。教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針については、毎月開催される学務協議会で教育を含む学務全般にわたっての現状分析と必要な改善についての討論がなされ、具体的に改善が必要な事項についてはIR部門としての歯科医学教育開発センターでの分析・提案を踏まえた教務部協議会、総合講義検討委員会（資料02-22-02）、教養科目協議会あるいはワーキンググループで検討を指示したうえで、その結果については、自己点検・評価委員会に報告されるとともに、教授会に上程し、学長の決定を受け、実行に移している。具体例として、国家試験問題への対応という観点のみならず、高学年で英語に触れる機会が低下するといった学生からの意見等を踏まえ、「英語教育の充実化」を2025年度の教育ワークショップのテーマとして検討する予定としている。

<根拠資料>

- ・資料02-21-01 東京歯科大学大学院奨学生規程
- ・資料02-22-01 教務部協議会（議題）2024.9.30
- ・資料02-22-02 第169回総合講義検討委員会2024.9.13（抜粋）
- ・東京歯科大学ホームページ「国家試験合格率」
<https://www.tdc.ac.jp/college/applicants/tabid/190/Default.aspx>
- ・東京歯科大学ホームページ「卒業生アンケート」
<https://www.tdc.ac.jp/Portals/0/images/college/information/pdf/103after-graduation-questionnaire1.pdf>

【大項目2の現状に対する点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

臨床研修との連続性に配慮した臨床実習終了時に修得すべき臨床能力（ミニマムリクワイヤメント）の設定・評価をより明確にすること。また、学生が修得したコミュニケーション能力、グローバルな視点等に関する学修成果の可視化にも努めることとする。

（２）改善のためのプラン

本学の特色ある３施設を活用した歯科医学教育の更なる展開を図りつつ、教務部協議会を中心に、今後大きく変化してくる共用試験の実施状況もみながら検討を進めていく。

3 学生の受け入れ

・項目：学生の受け入れ方針、入学者選抜の実施

評価の視点	評価のポイント
3-1 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて学生の受け入れ方針を定め、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法等を明確にしていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の受け入れ方針の策定 ・学生の受け入れ方針における求める学生像、入学者に求める水準等の判定方法の明示
3-2 学生の受け入れ方針に基づき、入学者の適性を的確かつ客観的に評価するための選抜方法・手続等を設定していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生募集方法と入学者選抜方法の適切性 ・多様な人材に修学の機会を与える視点 ・入学者選抜における入学者の学力の担保
3-3 学生の受け入れ方針や選抜方法・手続等をあらかじめ公表していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の受け入れ方針及び選抜方法・手続の募集要項やホームページ、説明会等を通じた公表方法
3-4 入学者選抜を責任ある実施体制のもとで、適切かつ公正に実施していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・入学者選抜の組織体制 ・入学者選抜の手続の明確化 ・入学者選抜の公正性を確保するための仕組み

<現状の説明>

【3-1】学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて学生の受け入れ方針を定め、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法等を明確にしていること。

建学の精神である「歯科医師たる前に人間たれ」を基本に、人物・学力ともに優秀で、将来、国民医療に貢献する歯科医療担当者としての能力・適性を十分に有する人を本学が求めることを明示するために、本学の学生受け入れの方針を以下のように定めている。（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学教育方針」）。

1. 医療人としての倫理観や高い人間性を、常に向上心をもって追求しようと努力している人。
2. 歯科医学を学ぶための十分な資質と基礎学力を有している人。
3. 口腔の健康管理を通し、国民の医療と福祉に貢献しようとする意欲がある人。
4. 様々な問題に対して広い観点から考え、判断し、解決しようと努力できる人。
5. 他者との協調を大切にし、主体性を持って多様な人々と協働することができる人。

また入学試験要項において「入学までに身につけておいてほしいこと」として以下のとおり定めている（東京歯科大学ホームページ「2025年度入学試験要項」）。

本学では建学の精神に則り、口腔の健康管理を通して国民医療に貢献するために、高度な知識、技能だけでなく医療人としての倫理観や高い人間性、他者との協調性を兼ね備えた歯科医療担当者の育成を目指しています。

本学に入学を希望する諸君はこのことを理解し、本学指定の受験科目だけでなく高等学校で必修になっている科目を十分に学び、歯科医学を修得するための資質と基礎学力を身につけてください。

入学者選抜にあたっては、出願時の提出書類、学力試験・小テスト、小論文、面接により、学力の3要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を総合的に評価します。

【3-2】学生の受け入れ方針に基づき、入学者の適性を的確かつ客観的に評価するための選抜方法・手続等を設定していること。

学生募集や入学者選抜の方法の策定については、「大学入学者選抜実施要項」（文部科学省高等教育局長通知）に基づき、入学前後の成績分析等の IR 情報を活用しながら、学長を委員長とした入試検討委員会で検討のうえ、教授会で審議・承認されている（資料 03-02-01）。近年の 18 歳人口の減少や個性化・多様化する受験生の状況を踏まえ、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜、学校推薦型選抜（指定校、一般公募制）の他に、帰国子女・留学生を対象とした入学者選抜、大学を卒業した者等を対象とした編入学試験、学士等特別選抜を設け、多様な人材を受け入れる機会を確保している（東京歯科大学ホームページ「2025 年度入学試験要項」）。病気や負傷、障がいのある入学希望者から受験時の特別な配慮を必要とする申し入れに対しては、本学における「障がいのある学生支援に関する基本方針」および「障がいのある学生支援に関するガイドライン」（東京歯科大学ホームページ「障がい学生支援」）に基づき、個別に特定試験場の設定、試験会場への乗用車の入構、座席指定の工夫を行う等の合理的配慮をもって受験環境を整え、公平な入学試験実施に留意している（資料 03-02-02）。

入学者の適性を的確かつ客観的に評価するための選抜方法・手続として、全ての入試種別において学力試験・小テスト、小論文、面接を実施して、提示された資料に対する理解力、分析力、論理的思考力、文章表現力、基礎的知識等を評価するとともに人間性・意欲・協調性等を測り、調査書などの出願書類の内容を含めアドミッション・ポリシーに則して入学者の適性を評価している。

学校推薦型選抜の合格者で、入試成績下位の者には、合格通知後の 12 月頃に高等学校と連携のうえ、受験生と保護者、本学教務関係教員による三者面談を実施して、入学前の学修の重要性等を説明している。また、12 月までに合格が決定する学校推薦型選抜、帰国子女・留学生特別選抜、編入学試験 A、学士等特別選抜 A の合格者に対しては、入学前準備教育を案内し、入学までの間、継続して学修することを促している。2 月下旬には、学校推薦型選抜、帰国子女・留学生特別選抜の合格者を集めて、学力確認のテストとその解説、入学に向けての勉強の進め方について説明を行い、モチベーションの維持、学力の担保に努めている（資料 03-02-03）。入学直後には全新入生を対象とした学力試験を実施し、過年度との比較、個別の成績の検討などを通して、選抜基準や方法、及びその結果の検証を行っている。入学時の学力は過去の分析に基づき、入学試験の選抜区分により差が生じることから、1 年次の各教科における習熟度別のクラス編成、入学直後の特別補習などを実施している（資料 03-02-04）。

【3-3】学生の受け入れ方針や選抜方法・手続等をあらかじめ公表していること。

入学者の受け入れ方針は、入学試験要項、大学案内に掲載し、大学ホームページの「情報の公表（教育研究上の基礎的な情報）」、及び受験生用のページ（大学ホームページ「受験生の方」）にて広く公表している。また、受け入れ方針を具体的に説明する工夫として、年間 5 回開催するオープンキャンパス・入試ガイダンスにおいては、アドミッション・ポリシーの他、入学試験区分毎における入学試験問題解説、小論文、面接に対する説明を実施し、試験科目ごとにどのようなことを学んでおく必要があるのかを分かりやすく示している（資料 03-03-01）。加えて、入学試験要項には受験資格、合否判定方法を明示している（東京歯科大学ホームページ「2025 年度入学試験要項」）。

【3-4】入学者選抜を責任ある実施体制のもとで、適切かつ公正に実施していること。

入学者選抜を公正かつ適切に実施するため、2021 年度入学者選抜より、入学者選抜実施規程（資料 03-04-01）を制定し、入学者選抜に係るガバナンス体制を再構築した（資料 03-02-01）。この入学者選抜実施規程の制定により、入試実施委員会からの報告を受けて

入試業務をチェックする組織として入試管理委員会が設置された。入試管理委員会は、入学者が確定した4～5月に開催し、入試業務が公正かつ適切に実施、運営されているか、検証を行っている。入試管理委員会の事務主管は、入試実施担当部課ではない法人事務局が担当しており、第三者からの視点により点検・評価を実施している。

入学試験の実施体制については、入学者選抜規程に基づき、学務担当副学長を委員長とした入試実施委員会により運営されている。入学者選抜における問題ミス等防止体制整備のため、入試実施委員による入試問題の印刷に加え、問題の再点検・確認等チェック体制を強化し、入試問題検証を実施している。選考に至る過程は、入試実施委員長の統括の下、受験生情報をマスキングした上で出題委員が採点を行う等公正な選抜に留意し、学長、入試実施委員長を含む選考委員から構成される入試選考委員会にて協議したのち、教授会に諮り、最終的な合格者を選抜している。

<根拠資料>

- ・資料 03-02-01 入学者選抜にかかるガバナンス体制
- ・資料 03-02-02 入学試験における受験上の配慮について
- ・資料 03-02-03 入学前説明会資料（抜粋）
- ・資料 03-02-04 第383回教養科目協議会記録
- ・資料 03-03-01 入試ガイダンス・オープンキャンパス実施状況
- ・資料 03-04-01 東京歯科大学入学者選抜規程
- ・東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学教育方針」
<https://www.tdc.ac.jp/college/applicants/tabid/191/Default.aspx>
- ・東京歯科大学ホームページ「2025年度入学試験要項」
<https://www.tdc.ac.jp/Portals/0/images/college/kyoumu/2025年度入学試験要項.pdf>
- ・東京歯科大学ホームページ「障がい学生支援」
<https://www.tdc.ac.jp/college/information/tabid/203/Default.aspx>
- ・東京歯科大学ホームページ「情報の公表（教育研究上の基礎的な情報）」
<https://www.tdc.ac.jp/college/information/tabid/204/Default.aspx>
- ・東京歯科大学ホームページ「受験生の方」（令和7（2025）年度 デジタルパンフレット）
https://www.d-pam.com/tdc/2413761/index.html?tm=1#target/page_no=1

・項目：定員管理

評価の視点	評価のポイント
3-5 入学定員（募集人員）に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の比率や動向を注視した適正な定員管理 ・入学定員（募集人員）に対する入学者数比率 ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・志願倍率と実質競争倍率の乖離

<現状の説明>

【3-5】 入学定員（募集人員）に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。

本学では、歯科医師過剰時代への対策として、1986年7月にまとめられた「将来の歯科医師需給に関する検討委員会」（厚生省、現厚生労働省）の最終意見に基づき、入学定員160名の20%を削減した128名を学生募集人員としている。募集人員128名に対し毎年128名が入学しており、入学者数の適切な管理を行っている（歯学教育評価基礎データ）。編入学については、定員は設けておらず、募集人員は若干名としている。

収容定員については、私学を取り巻く環境等を鑑み、2007年度に160名から140名へ入

学定員を変更する学則改正を行っている。また、2017年4月1日付学則改正により、在学許容年数について各学年2年間を上限とする改正を行い、厳格な成績評価のもと定員管理を実施している。学生数は2024年度841名（5月1日現在）であり（歯学教育評価基礎データ）、本学の中期計画において目標設定されている844名（募集人員を基礎とした場合の収容定員に対する在籍学生比率1.10以内）については達成しているが、引き続き、募集定員を基礎とした定員管理に努めることとしている。

なお、最近5年間の志願倍率は6.16倍～7.60倍、実質競争倍率は5.46倍～6.61倍であり、若干の乖離がみられるものの、十分な実質競争倍率を維持しており、問題はないと考えている。

<根拠資料>

- ・歯学教育評価基礎データ

【大項目3の現状に対する点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

募集人員を基礎とした場合の収容定員に対する在籍学生比率が若干高めとなっているので、引き続き、適切な定員管理に努める。

（2）改善のためのプラン

編入学試験を含めた入学者の適正管理等、引き続き定員管理の遵守に努める。

4 教員・教員組織

・項目：教員組織の編制

評価の視点	評価のポイント
4-1 教員組織の編制方針を策定していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・教員組織の編制方針の策定 ・教員に求める能力・資質の設定(選考基準) ・教育研究活動を推進するうえで必要となる教員組織の全体的な設計(デザイン)
4-2 教員組織の編制方針に基づき、教育研究活動の実施に必要な教員を配置していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・教員組織の編制方針に沿った教員組織の編制 ・教授、准教授、講師、助教の比率と適切な配置 ・診療参加型臨床実習に必要な資質・要件を持つ教員の配置
4-3 学生数に対する専任教員の比率が適切であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生数に対する専任教員の比率を踏まえた教育環境の適切性
4-4 持続可能性や多様性(性別、国籍等)に配慮して教員が適切に構成されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・女性教員、外国人教員の比率に配慮した教員組織の編制
4-5 歯学研究を遂行し、将来の歯学研究を担う人材育成のため高い研究力を有していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・研究に対する歯科大学・歯学部の考え方(方針) ・組織としての競争的研究資金の獲得状況(科学研究費補助金を含む) ・組織としての研究に対する第三者からの評価
4-6 教員の募集・採用・昇任を適切に行っていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の任用に関する規程の整備 ・教員人事の手續における透明性と適切性の担保 ・公募制、任期制等の教員組織を活性化させる仕組みの導入

<現状の説明>

【4-1】 教員組織の編制方針を策定していること。

本学は学則第1条に、「歯学に関する専門の学術を教授研究すると共に、豊かな教養と高い人格を備えた人材を養成し、もって人類の福祉に貢献すること」を目的と定めている(東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学学則」)。その学則に定めた人材を育成すべく、大学として求める教員像、および教員組織の編成方針を「大学の方針」として定め、大学として求める教員組織の全体的なデザインとしては、「自主性と創造性に優れ、「学生中心の教育」、「科学と社会に貢献できる研究」および「患者中心の歯科医療」を推進するための教育・研究・臨床能力を十分に有し、地域および国際社会への貢献の意欲が高い人材を本学の求める教員像とする。」として掲げ、教員組織の編成方針については、「①教員組織は、本学の求める教員像に合致した教員を、文部科学省大学設置基準に基づき適切に配置する。②本学の教育目的とミッションステートメントを着実に遂行するために、学位授与の方針、教育課程の編成・実施方針および学生受け入れの方針などの各種方針を実現するのに十分な教員組織を整備する。③科目担当教員の編成は、研究領域や教育・研究業績を踏まえつつ、女性教員や若手教員などの充実にも配慮しながら、適切な教員体制を構築する。④個々の学生に応じた修学支援、生活支援、進路支援等に関する指導・助言を適切に行うために、必要な教員を配置する。⑤教員の募集・採用・昇任は、適切性・透明性を保つために、教育職員選任規程に従って実施する ⑥教員の資質向上と教員組織の改善・向上のために、ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ継続的に実施する。⑦教員と教員組織の適切性について継続的に点検し、必要な改善を実施する。」とし、ホームページで公表し(東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学の方針」)、そのような人材を広く募ることとしている。また、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第14条から第17条に定める基準をもとに、「教育職員選任規定」(2001年

8月1日施行)を策定し、教員の各職名に求める基本的な能力・資質を設定(資料 04-01-01)し、教員を適切に選任・配置している。

【4-2】教員組織の編制方針に基づき、教育研究活動の実施に必要な教員を配置していること。

「大学の方針」に定めた、教員組織の編成方針に基づき、本学の教育としては、歯学教育モデル・コア・カリキュラムを基本として、学則に記載の人材を育成すべくカリキュラムを編成しており、大きくは①「豊かな教養」を学ぶための教養科目(人文科学、社会科学、自然科学等)、②「高い人格」を養うためのコミュニケーション教育、③「歯学に関する専門の学術」を学ぶための歯科医学専門科目(基礎系科目、臨床系科目及び臨床実習科目、統合型科目)が存在し(東京歯科大学ホームページ「カリキュラムマップ(概要)」)、その教育課程の実施に必要な教員組織を設けている。現状本学歯学部歯学科の講座別の教員配置状況は、東京歯科大学ホームページ「教育職員所属別一覧」のとおりであり、教育職員選任規定に則った教員の選任・配置が行われており、教授、准教授、講師、助教の比率は適切である。特に、統合型科目は、各科目で学修する内容を関連付けて横断的に理解するような科目であるが、横断する科目の担当教員が協力して学生に教えられるよう授業構成を組み、学生により高度な教育が行えるような教員配置としている。

診療参加型臨床実習における指導歯科医については、本学では「臨床の経験年数が5年間以上(卒後6年目以上)の教員およびレジデント」であることを基本の要件に掲げ(資料 02-08-01)、侵襲性の高い歯科の臨床実習において、臨床経験豊富な教員が指導できるような教育体制を構築している。尚、2024年5月1日時点で、臨床実習における指導教員は、257人(常勤教員、医科を含む)おり、十分な人数を確保できている。また実習施設として、歯科専門外来による専門性の高い治療が可能な水道橋病院、総合病院であり様々な医科の診療科との連携が可能な市川総合病院、地域医療の実践および地域医療を行える歯科医師の育成を目的とする千葉歯科医療センター、という3つの施設が存在し、それぞれに臨床教育を行える教員が配置され、学生が豊富な症例を体験できる環境となっている。

【4-3】学生数に対する専任教員の比率が適切であること。

学生数に対する教員数の割合の適切性については、歯学部歯学科学生の現員数は以下の通りとなっており、専任教員1人あたりの学生数の割合は全体で2.8人、水道橋病院・市川総合病院・千葉病院の医科教員を除いた場合でも4.4人となっている(東京歯科大学ホームページ「教員一人当たり学生数(歯学部)(2024年5月)」)。この数は全国の歯科大学・歯学部を通じても少ない数となっており、教育研究活動の実施のために十分な専任教員を確保できている。

学生数



(2024年5月1日現在)

学年		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	計
定員		140	140	140	140	140	140	840
募集人員		128	128	128	128	128	128	768
現員	男	64	62	62	73	56	75	392
	女	68	85	76	68	76	76	449
	計	132	147	138	141	132	151	841

また教員の人数については、2024年5月1日現在で、教授70名（うち嘱託教員13名）、准教授46名（うち嘱託教員8名）、講師71名（うち嘱託教員2名）、助教115名となっており、大学設置基準に定める総数106名以上、教授、准教授、講師の合計数36名以上、そのうち教授数18名以上という基準を大きく上回っている。年齢構成についても、教授、准教授、講師、助教の平均年齢は、それぞれ57.9歳、50.2歳、44.5歳、35.9歳であり、年齢の分布としておおむね適切であると考え（東京歯科大学ホームページ「教育職員年齢別一覧（2024年5月）」）。

【4-4】持続可能性や多様性（性別、国籍等）に配慮して教員が適切に構成されていること。

教育職員における女性教員の占める割合は、2015年5月1日時点は18.5%だったものが、2024年5月1日時点で23.8%となり、着実に増加傾向にある（東京歯科大学ホームページ「教育職員所属別一覧」）。また2023年5月から2024年5月までの間に、4名の助教（女性）が講師に昇任し、1名の講師（女性）が准教授に昇任する等、女性の昇任も着実に進んでいる。

専任教員としての外国人教員については、現在在籍者はいないが、歯科基礎系および臨床系講座の本務教員のうち講師以上総数187名のうち海外留学経験者は71名であり、多くの教員に積極的に海外留学の機会を与えることによって、教育・研究におけるグローバル化の一助としている。2024年5月1日時点で3名の教員が長期海外出張に出ており、2025年も3名の教員が長期海外出張を予定している（資料 04-04-01）。さらに教員公募を行う際には、ホームページに募集要項を掲載するにあたり、日本語と併せて英語でも掲載し、外国人教員を採用する機会を増やすべく活動している。海外の学校との姉妹校締結も積極的に行っており、2024年1月時点で10校との姉妹校締結を行っている（東京歯科大学ホームページ「国際交流」）。

将来的に専任教員となり得る学生が、Elective Studyプログラムの一環で姉妹校に留学できる環境が整えられており、外国人教員を積極的に受け入れられる土壌が作られつつある。

【4-5】歯学研究を遂行し、将来の歯学研究を担う人材育成のため高い研究力を有していること。

本学の研究に対する考え方は、「大学の方針」の「7. 社会連携・社会貢献の方針」にも記載の通り、「本学で得られた教育研究成果を広く社会に還元する」ことを目的とし、「直面する医療・歯科医療の課題に対応するために、学外の教育研究機関や企業等と積極

的に連携しながら課題の解決に取り組む」ことなどを具体的な方針に掲げている（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学の方針」）。

大学では「講座研究費」として教員の予算を確保し、各講座へ毎年研究費を分配するとともに、教員自身による研究費獲得を推進し、積極的に学外研究費申請を行うよう働きかけている。その結果、2022年度176,587,200円、2023年度は166,592,600円を獲得するなど、継続して研究費を獲得しており、研究者を育成する教員はもちろんのこと、研究をしたいという学生が数多くの研究に携われる環境が整っている（資料 04-05-01）。

また本学では口腔科学研究センターを研究の主体組織と定め、すべての講座・研究室、そして大学院生も含めた研究にかかわるすべての人が、そのセンターで研究を行えるような体制となっている。研究施設が共通していることで、全学横断的な研究が可能となり、近々の代表的なものとして、2017年度文部科学省私立大学研究ブランディング事業の世界展開型（タイプB）として採択された顎骨疾患プロジェクト（研究課題名：顎骨疾患の集学的研究拠点形成：包括的な顎口腔機能回復によるサステナブルな健康長寿社会の実現）が実施された。2017～2019年度までの3年間文部科学省の支援を受け、2020～2022年度は大学が費用を支出し、計6年間全学横断型のプロジェクトとして研究が行われた（東京歯科大学ホームページ「私立大学研究ブランディング事業（顎骨疾患プロジェクト）概要」）。大規模な社会問題を解決するべく、基礎系、臨床系、研究分野等、様々な垣根を超えた横断的な研究を行うことができた本プロジェクトは、参加した教員や大学院生の研究力を向上させるとともに、研究結果を広く社会に還元するという経験をさせることができたという点で、本学の目的に沿った研究人材育成に、大きく貢献したといえる。なお、2023年度より新たにウェルビーイングプロジェクト（各ライフステージにおける口腔顎顔面機能維持・改善で目指すウェルビーイング社会の実現）を立ち上げ、同じく全学横断的なプロジェクトを継続して遂行している。

顎骨疾患プロジェクトでは評価委員会を設置しており、学内外の委員によりプロジェクトの評価を行った（資料 04-05-02）。また毎年2月に開催している口腔科学研究センターワークショップにおいて研究成果を発表し、質疑応答の内容を基に翌年度のプロジェクト遂行の一助とした（資料 04-05-03）。ウェルビーイングプロジェクト（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学研究プロジェクト（ウェルビーイングプロジェクト）」）においても同様に学内外の委員による評価委員会を設置し（資料 04-05-04）、2月開催の口腔科学研究センターワークショップにおいて研究成果を発表している（資料 04-05-05）。

【4-6】教員の募集・採用・昇任を適切に行っていること。

教員の募集・採用・昇格等については、「教育職員選任規程」（資料 04-01-01）において各職位の資格基準を規定し、これに基づいて推薦制及び公募制により採用・昇格の手続きを行っている。本学では2007年4月1日から全教員について任期制を導入しており、「東京歯科大学及び東京歯科大学短期大学における教育職員の任期に関する規程」（資料 04-06-01）により、助手は任期3年を限度とした任用に、助教は任期3年（1回のみ再任可）、講師は任期3年、准教授は任期5年、教授は任期7年となっている。再任及び昇任においては「教育職員の再任・昇任時における審査及び評価に関する規程」の審査基準を満たすことを条件としている（資料 04-06-02）。2019年4月から、再任・昇任を個別で評価する評価委員会を開催し、論文等の再任・昇任条件を満たしているかの有無、教育・診療・研究の観点で記載した活動目標及びその評価シート（資料 04-06-03）、さらに教育面を詳細に評価するためのティーチングポートフォリオ等を踏まえて、再任・昇任の評価を行っている。論文基準については、2023年12月1日より規程を変更し、学年主任等、教育上の主要な職務を担っている教員や、子育てをする女性教員等について、論文基準を緩和できるようにし、教員それぞれの状況を考慮した評価方法となるよう配慮している。なお、歯科基礎系及び歯科臨床系教授については評価委員会とは別に、教授再任ヒアリングを実施し、共通のヒアリングシート（資料 04-06-04）に講座運営・教育・研究・診療の

実績を記載し、その内容について教授自らプレゼンテーションを行ってもらい、学長、副学長、病院長、研究部長、教務部長といった多くのヒアリングメンバーによって再任の可否を審議している。

助手の採用及び助教、講師の採用の手続きは、講座主任等が学内外から資格”準”に基づき適任者を推薦、申請し、教授会の意見を聴取したうえで学長が決定した後、法人人事委員会で承認されるという流れで実施されている。

准教授及び教授の採用・昇任については、より透明かつ公正な手続きを行うために、推薦制または公募制（歯科系の教授の場合は原則として公募制）を導入している。推薦制の場合は、講師以下の場合と同様、まず各講座主任等が学内外から人材を募り選考する。公募制の場合は、全国の国公立歯科大学長・歯学部長宛に募集案内を送付し、候補者の推薦を依頼する。次に推薦制、公募制のいずれの場合も、教授会において採用・昇任についての提案があり、学長が「選考委員会」を設置し、同選考委員会の委員の選任が行われる（資料 04-06-05）。選考委員会の委員は、教育の観点で教務部長や学生部長、研究面で研究部長や口腔科学研究センター所長、診療面で各病院の病院長、といったように、さまざまな観点から評価可能な委員構成となっている。選考委員会においては、採用・昇任候補者の経歴と教育研究業績及び診療等の能力について、書面審査やヒアリングを基に審議され、その答申を受けて教授会の意見を聴取（資料 04-06-06）したうえで学長が決定の後、最終的に人事委員会で承認される。

<根拠資料>

- ・資料 02-08-01 臨床実習における指導歯科医の要件について
- ・資料 04-01-01 教育職員選任規程
- ・資料 04-04-01 2025 年度長期海外出張に係るヒアリング実施および結果について
- ・資料 04-05-01 教員研究費内訳
- ・資料 04-05-02 2017 年度研究ブランディング事業外部評価（資料及び報告書）
- ・資料 04-05-03 2022 年度口腔科学研究センターワークショッププログラムおよび抄録集（抜粋）
- ・資料 04-05-04 2023 年度ウェルビーイングプロジェクト外部評価（資料及び報告書）
- ・資料 04-05-05 2023 年度口腔科学研究センターワークショッププログラムおよび抄録集（抜粋）
- ・資料 04-06-01 東京歯科大学及び東京歯科大学短期大学における教育職員の任期に関する規程
- ・資料 04-06-02 教育職員の再任・昇任時における審査及び評価に関する規程
- ・資料 04-06-03 2025 年度活動目標及び評価シート
- ・資料 04-06-04 歯科系・教養系教授の任期更新時ヒアリングにおけるプレゼンテーション内容
- ・資料 04-06-05 学則に定める委員会細則
- ・資料 04-06-06 東京歯科大学学長が教授会の意見を聴くものとして定める事項
- ・東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学学則」
<https://www.tdc.ac.jp/Portals/0/images/college/kyoumu/gakusoku.pdf>
- ・東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学の方針」
<https://www.tdc.ac.jp/Portals/0/images/college/information/pdf/hoshin.pdf>
- ・東京歯科大学ホームページ「カリキュラムマップ（概要）」
<https://www.tdc.ac.jp/college/introduction/tabid/117/Default.aspx>
- ・東京歯科大学ホームページ「教育職員所属別一覧」
<https://www.tdc.ac.jp/Portals/0/images/college/information/pdf/sosiki.pdf>
- ・東京歯科大学ホームページ「教員一人当たり学生数（歯学部）（2024年5月）」
<https://www.tdc.ac.jp/Portals/0/images/college/information/pdf/lwariai.pdf>

- 東京歯科大学ホームページ「教育職員年齢別一覧（2024年5月）」
<https://www.tdc.ac.jp/Portals/0/images/college/information/pdf/sosiki.pdf>
- 東京歯科大学ホームページ「国際交流」
<https://www.tdc.ac.jp/college/introduction/tabid/495/Default.aspx>
- 東京歯科大学ホームページ「私立大学研究ブランディング事業（顎骨疾患プロジェクト）概要」
<https://www.tdc.ac.jp/college/activity/tabid/1172/Default.aspx>
- 東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学研究プロジェクト（ウエルビーイングプロジェクト）」
<https://www.tdc.ac.jp/college/activity/tabid/1142/Default.aspx>

・項目：教員の資質向上等

評価の視点	評価のポイント
4-7 教員の資質向上を図るための体制を整備していること。	・教育内容・方法等の改善を目的とした教員の研修及び研究(FD)を組織的に行う体制 ※大学運営に係る教職員に対する研修(SD)などの仕組みを含む
4-8 教員の資質向上を図るために、組織的な研修及び研究を定期的実施していること。	・上記FD(SDを含む)に関する活動の実績
4-9 専任教員の教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社会貢献等について、適切に評価していること。	・教員個人による教育研究活動等に対する自己点検・評価の実施 ・教員個人による教育研究活動等の自己点検・評価結果の公表 ・教員の教育研究活動評価システムの構築・実施

<現状の説明>

【4-7】 教員の資質向上を図るための体制を整備していること。

本学では、ファカルティ・ディベロップメント活動を支援、推進するためにファカルティ・ディベロップメント委員会が組織されており、教務部並びに歯科医学教育開発センターにおいて、教育能力向上のための組織的取組を計画し、継続的に展開している（資料 04-07-01）。

また、スタッフ・ディベロップメント活動については、本学の教育職員、医療職員、事務職員、技術・労務職員等の能力・資質向上のため、スタッフ・ディベロップメント委員会が組織されており、委員会でSD活動の計画を立案し、大学及び大学運営や、教育・研究活動、病院に関する研修を推進している（資料 04-07-02）。

【4-8】 教員の資質向上を図るために、組織的な研修及び研究を定期的実施していること。

教員の資質向上のためのFD活動については、おおむね月に1回、教育に関する様々な情報の提供、教職員間の情報共有の場として「歯科医学教育セミナー」を開催している（資料 04-08-01）他、カリキュラムプランニングの基本的手法や問題点の抽出・対応策を修得する「カリキュラム研修ワークショップ」の開催、学生による授業評価制度、「試験問題作成に関するワークショップ」（資料 04-08-02）の開催、「歯科医師国家試験問題等の現状把握のための教員オンラインテスト」等をファカルティ・ディベロップメント委員会のもと学内で計画し、実施している。また学内でのFD活動に加え、日本歯科医学教育学会が主催する「歯科医学教育指導者のためのワークショップ」等、学外の様々な研修会にも教員を派遣し、資質の向上に努めている。

SD活動については、学内での集合型研修実施の他、コロナ禍を機にオンラインでの研修会も多く開催している。近年では、「ハラスメント研修会」で学内のハラスメント防止に向けた取り組みを行い（資料 04-08-03）、「ワークライフバランスに関するセミナー」では改正育児・介護休業法について新たに認識する機会となった（資料 04-08-04）。また、「千代田区内大学と千代田区の連携協力に関する基本協定」に基づき「認知症サポーター養成講座」（資料 04-08-05）を開催した。

外部の研修としては、日本私立大学連盟が開催しているキャリア・ディベロップメント研修に事務職員が参加している（資料 04-08-06）他、大学職員としての知識修得を目的としてオンデマンド研修を受講している。この他、大学・病院内では教育・研究活動、病院運営・医療知識に関するセミナーや研修会を開くなど、1年の間に全教職員が何らかの研

修会に必ず参加する体制をとり能力・資質向上に務めている（資料 04-08-07、資料 04-08-08）。

【4-9】専任教員の教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社会貢献等について、適切に評価していること。

教員の評価制度については、「教育職員の再任・昇任時における審査及び評価に関する規程」（資料 04-06-02）に記載の通り、年1回年度始めに「活動目標評価シート」（資料 04-06-03）により教育、研究、診療の3つの分野について年間の活動目標を所属長と相談のうえ設定し、年度末にその達成状況を自己点検・評価して所属長に提出する。所属長は自身の活動目標の評価に加え、所属教員の活動目標の達成状況を評価し、本人に結果をフィードバックするとともに評価委員会に提出する。評価委員会においては再任・昇任時の審査、決定に活用するとともに、所属長においては所属教員の活動状況を把握のうえ、指導・育成を図り、講座及び診療科全体での人事運営に役立てているが、教員個人による教育研究活動等に対する自己点検・評価についてはデータを公表していないため、今後の課題としている。

また活動目標評価とは別に、本学では2004年度から、学生による授業評価制度を導入している。授業評価は少なくとも年1回、各教員が自身で選んだ時期に実施している。評価結果は、集計数値や自由記述欄を教員に返却し、授業の改善に役立てるとともに、2013年度からは前年の授業評価結果の上位者に対し表彰を行っている（資料 04-09-01）。なお、全教員の授業評価の状況は大学ホームページにも公開し、学生や教員のみならず、広く一般にも公表している（東京歯科大学ホームページ「2023年度授業評価アンケート総合評価」）。

教員の研究活動については、各講座・研究室の研究業績を年度毎にまとめ、東京歯科大学学術機関リポジトリで「東京歯科大学研究業績一覧」として登録・公開しており、各講座・研究室の比較や過去の情報との比較を容易にできるようにしている（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学学術機関リポジトリ（研究者ページ:研究業績一覧）」）。

<根拠資料>

- ・資料 04-06-02 教育職員の再任・昇任時における審査及び評価に関する規程
- ・資料 04-06-03 2025年度活動目標及び評価シート
- ・資料 04-07-01 東京歯科大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
- ・資料 04-07-02 東京歯科大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程
- ・資料 04-08-01 2022-2024年度歯科医学教育セミナー開催一覧
- ・資料 04-08-02 試験問題作成に関するワークショップ開催一覧
- ・資料 04-08-03 ハラスメント研修会開催案内
- ・資料 04-08-04 ワークライフバランスに関するセミナー開催案内
- ・資料 04-08-05 SDセミナー「認知症サポーター養成講座」の開催について
- ・資料 04-08-06 私立大学連盟研修参加者一覧
- ・資料 04-08-07 2023年度東京歯科大学スタッフ・ディベロップメント実施計画
- ・資料 04-08-08 2022-2023年度SD実施状況一覧
- ・資料 04-09-01 授業評価上位者
- ・東京歯科大学ホームページ「2023年度授業評価アンケート総合評価」
https://www.tdc.ac.jp/Portals/0/images/college/information/pdf/101_jugyohyoka.pdf
- ・東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学学術機関リポジトリ（研究者ページ:研究業績一覧）」
<https://ir.tdc.ac.jp/irucaa/researcher?action=viewResearcherPage&researcherId=75>

【大項目 4 の現状に対する点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

1. 女性教員の更なる充実に努める。
2. 外国人教員の採用・配置について検討する。
3. 教員個人による教育研究活動等に対する自己点検・評価についてデータを公表する。

(2) 改善のためのプラン

1. 再任用時の研究業績の条件について、女性教員のワークライフバランスを鑑みて緩和等の対応ができるよう規程の変更を行い、運用を開始している。
2. 外国人教員の適切な配置について具体的に検討する。
3. 教員個人による教育研究活動等に対する自己点検・評価について、評価委員会で全体的な設計と見合っているか分析を行う。

5 自己点検・評価

・項目：自己点検・評価

評価の視点	評価のポイント
5-1 組織的な自己点検・評価に関する体制を整備していること。	・組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価のための体制構築 ・歯学教育(学士課程)の質保証の仕組みと全学的な質保証の仕組みの有機的な連関
5-2 教育研究活動について組織的・継続的な自己点検・評価を行っていること。	・教員の教育研究活動評価を踏まえた組織的な自己点検・評価の実施 ・定期的な自己点検・評価の実施
5-3 学外の有識者による第三者評価を受けていること。	・機関別認証評価や法人評価等の第三者評価の申請と評価結果の受領
5-4 自己点検・評価及び第三者評価の結果を公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。	・組織的な自己点検・評価結果の公表 ・説明責任を果たすための情報公開における工夫

<現状の説明>

【5-1】組織的な自己点検・評価に関する体制を整備していること。

本学では、教育研究活動の質保証のために、学則（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学学則」）第1条の2に、「本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行う。」としており、本学の理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向けて、恒常的に改善・改革を促進するため、自己点検・評価委員会において、「東京歯科大学の方針」（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学の方針」）を定め、その第1項目に「内部質保証の方針及び手続」を掲げ、内部質保証に関する基本的な考え方、組織体制と役割分担、PDCAサイクルの運用プロセスを明示している。

内部質保証に関する基本的な考え方として、建学の精神と大学の目的を達成するため、大学の諸活動について点検・評価と必要な改善を継続的に実施し、その結果を広く公表することで、教育の質を保証し、社会に対する説明責任を果たしていくため、上記の内部質保証に関する方針を以下のように定めている。

- ① 内部質保証は、当該業務を担当する組織・部署が自発的かつ適切に PDCA サイクルを機能させ、自らの権限と責任で不断の改革・改善を行うことを原則とする。
- ② 大学全体の内部質保証システムは「東京歯科大学自己点検・評価委員会」が統括し、本委員会の指示のもとに学務協議会が日常の個別事項の具体的内容と各組織・部署における PDCA サイクルの実施とその結果に対する評価を管理することによって、大学全体の PDCA サイクルを機能させる。
- ③ 毎年度、自己点検・評価を実施し、評価結果を本学ホームページ等に公開することにより、広く社会に対しても本学の現状を明らかにし、教育の質を保証するとともに説明責任を果たす。
- ④ 認証評価機関やステークホルダー等からの第三者評価を継続的に受け、適切な対応を実施する。
- ⑤ 内部質保証システムの適切性について継続的に点検し、必要な改善を実施する。

また、点検及び評価を行う体制については、東京歯科大学自己点検・評価委員会規程（資料 01-03-01）に基づき、自己点検・評価委員会を設置し、教育・研究・診療活動の分野別に点検・評価を実施するため、学長、副学長、水道橋病院長、市川総合病院長、大学院研究科長、千葉歯科医療センター長、図書館長、教務部長、学生部長、研究部長、教養

科目協議会幹事、法人主事、事務局長、内部監査室長で構成し、必要に応じ部会を置いて複層的に点検・評価を実施する体制としている。

本学自己点検・評価委員会規程第2条で、「委員会は、東京歯科大学（以下「本学」という。）の教育研究水準の向上を図り、建学の精神及び教育理念に基づく本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究等の状況について自ら点検・評価を行うとともに、内部質保証を実現、推進することを目的とする。」と、その目的を示すとともに、同第4条第1項で「委員会は、本学における全学的事項に関する次の各号に掲げる事項について審議する。」とし、以下の4項目を掲げている。

- (1) 点検・評価及び内部質保証の基本方針並びに基本事項の策定等に関すること。
- (2) 自己点検・評価報告書の作成及び公表に関すること。
- (3) 機関別認証評価及び歯学教育評価に関すること。
- (4) その他、点検・評価及び内部質保証に関して必要な事項。

また、同条第2項では、「委員会は、本学の次に掲げる事項について検討し、具体的な点検・評価の実施について学務協議会に指示する。」として以下の11項目を掲げている。

- (1) 理念・目的に関すること
- (2) 内部質保証に関すること
- (3) 教育研究組織に関すること
- (4) 教育課程・学習成果に関すること
- (5) 学生の受け入れに関すること
- (6) 教員・教員組織に関すること
- (7) 学生支援に関すること
- (8) 教育研究等環境に関すること
- (9) 社会連携・社会貢献に関すること
- (10) 大学運営・財務に関すること
- (11) その他、必要な事項に関すること

さらに、学務協議会規程（資料 05-01-01）第2条で、「協議会は、東京歯科大学自己点検・評価委員会の指示のもと、具体的な点検・評価を実施してPDCAサイクルを機能させるとともに、全学的な教学マネジメントを遂行することを目的とする。」として、委員会、協議会両会の役割と責任を明示している。同第4条で、「協議会は、東京歯科大学自己点検・評価委員会の指示を踏まえ、学内の各委員会と連携しながら次に掲げる事項に関するPDCAの業務を行う。」とし、具体的には以下の6項目を行うこととしている。

- (1) 3つのポリシーを含む大学及び大学院教育の改善・推進に係る全学的な取組の企画・立案に関すること。
- (2) 研究の推進に係る全学的な取組の企画・立案に関すること。
- (3) 医療の提供に係る全学的な取組の企画・立案に関すること。
- (4) 社会連携・社会貢献の推進に係る全学的な取組の企画・立案に関すること。
- (5) 全学のファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントの企画・推進に関すること。
- (6) その他大学運営全般に関すること。

さらに同条第2項で、「協議会は、前項各号に掲げる業務に関して、検討・審議した結果を東京歯科大学自己点検・評価委員会に報告するとともに、教授会に上程し、学長の決定を受けるものとする。」としている。

構成員は、第3条に、「委員会は、次の委員をもって組織する。(1) 学長 (2) 副学長 (3) 病院長 (4) 大学院研究科長 (5) 千葉歯科医療センター長 (6) 教務部長 (7) 学生部長 (8) 研究部長 (9) 教養科目協議会幹事 (10) 法人主事 (11) 事務局長 (12) その他学長が必要と認めたる者」としており、本学の内部質保証を推進する学務協議会メンバーには、大学役職者の中で、全学的な観点を有する者が構成員となっている。

教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針については、自己点検・評価委員

会の指示を受け、毎月開催される学務協議会で教育を含む学務全般にわたっての現状分析と必要な改善についての討論がなされ、具体的に改善が必要な事項については IR 部門としての歯科医学教育開発センター（資料 05-01-02）での分析・提案を踏まえた教務部協議会（資料 05-01-03）や教養科目協議会（資料 05-01-04）、あるいはワーキンググループで検討する体制となっている（資料 05-01-05、05-01-06、05-01-07）。

【5-2】教育研究活動について組織的・継続的な自己点検・評価を行っていること。

本学では、「卒業認定・学位授与方針・コンピテンシー、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れ方針」を明示し、大学ホームページや学内の掲示板等で広く公表している（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学教育方針」）。

また、卒業生から本学の教育体制についてフィードバックを得るために毎年卒業生アンケートを実施し、その結果は集計のうえ公表し、教育課程の編成に活用している（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学卒業後アンケート」）。

教育については、前述したごとく、学務協議会（資料 05-01-01）で教育を含む学務全般にわたっての現状分析と必要な改善についての討論がなされ、教務部及び歯科医学教育開発センターが中心となって、科目における個々の学生の出席状況や成績、授業評価アンケート内容といった IR 情報を活用し、教務部協議会（資料 05-01-03）や教養科目協議会（資料 05-01-04）、あるいはワーキンググループで検討を指示したうえで、その結果については、自己点検・評価委員会に報告されるとともに、教授会に上程し、学長の決定を受け、実行に移されるという体制を整えている（資料 05-01-05、05-01-06、05-01-07）。

本学では自己点検・評価活動の一環として、平成 14 年度から毎年、教員個人からそれぞれの「自己評価報告書」を、令和 2 年度からは「活動目標及び評価シート」（資料 04-06-03）を提出させている。これは令和元年度に従前の「教育職員の再任・昇任時における審査基準及び教員評価についての申し合わせ」を「教育職員の再任・昇任時における審査及び評価に関する規程」（資料 04-06-02）に改定したことに伴うもので、教育職員評価について、教員は毎年の年度始めに教育、研究、診療の 3 つの分野について年間の活動目標を所属長と協議のうえ設定し、年度末にその達成状況を自己点検・評価して所属長に提出する。所属長は自身の活動目標達成状況の自己評価に加え、所属教員の活動目標の達成状況を評価し、本人に結果をフィードバックするとともに評価委員会に提出する。評価委員会ならびに人事委員会は再任・昇任時の審査、決定に活用するとともに、所属長においては所属教員の活動状況を把握のうえ、指導・育成を図り、講座及び診療科全体での人事運営に役立てている。

自己点検・評価結果については、自己点検・評価委員会が、大学基準協会の大学基準を踏まえて継続的に自己点検・評価を行い、2 年ごとにその概要を取りまとめて、本学ホームページで公表している（東京歯科大学ホームページ「自己点検・評価」）。

さらに、建学の精神、理念に基づくとともに、今後の学校経営の在り方として、教学組織と法人がそれぞれの長期的な展望を共有し、一体的な基本方策の策定及び推進を行い、教育研究の充実と経営面のより一層の調和を図るため、2020 年度から 5 か年計画で「学校法人東京歯科大学中期計画（以下「中期計画」という。）」を策定した（東京歯科大学ホームページ「学校法人東京歯科大学中期計画」）。

中期計画では、「全体」「教育」「研究」「医療・社会貢献」「国際化」の 5 項目を重点目標とし、72 項目の行動計画を設け、それぞれ可能な限り目指す水準を設定し、年度ごとに実施状況や具体のエビデンスを確認するとともに、行動計画の適切性の検証を進め、2025 年度から実施予定の中期計画（7 年計画）に反映させることとしている。

中期計画を踏まえて、より現場の視点に立った行動目標を立案し、それを教職員が共有することで、大学全体における内部質保証活動をより充実化することを目的とした「各領域の戦略」は、前述のとおり、教育、研究、国際化、医療、社会貢献、教学マネジメントとガバナンスの 6 項目で 26 の行動目標が設定されており、自己点検・評価委員会（資料

05-02-01)での提案の後、学務協議会での検討を経て、教授会で承認された。毎年、前年12月までの実績を「各領域の戦略」（東京歯科大学ホームページ「各領域の戦略」）に取りまとめている。

授業レベルの自己点検・評価に関しては、2003年度から、学生による授業評価（東京歯科大学ホームページ「2023年度授業評価アンケート総合評価」）を実施しており、授業を行う教員に対し、担当教科につき年1回以上授業評価を受けることを義務付けている。マークシートまたはGoogleフォームを利用したアンケート形式で実施し、集計の結果と記載されたコメント、及び全教員の分布状況は教員にフィードバックされ、最終的に授業内容や方法の改善を通して、学生自身へとフィードバックされている。状況に応じて、評価結果の下位者には教員FDとして「効果的な授業を行うためのワークショップ」（資料05-02-02）を受講させ、教員全体の質的向上を図る体制を整えている。

入試に関しては、本学の入試検討委員会を中心とした実施体制のもと、IR情報に基づく入学後の学修成果の推移を分析（資料05-02-03）し、入学試験方法・内容の不断の見直しや入学前教育の見直し、広報活動の強化を行い（資料05-02-04）、入学者が確定した4～5月には入試管理委員会を開催し、入試業務が公正かつ適切に実施、運営されているかの検証を行っている（資料03-04-02、05-02-05、）。

教員の研究活動については、先述の通り、東京歯科大学学術機関リポジトリ（IRUCA@TDC）で「東京歯科大学研究業績一覧」（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学学術機関リポジトリ（研究者ページ:研究業績一覧）」）として登録・公開している。リポジトリには、他にも欧文紀要、学内学会誌、博士学位論文等を登録・公開し、研究成果のデータベース化に積極的に取り組んでいる。

構成員のコンプライアンスについては、「東京歯科大学における研究者の行動規範」（資料05-02-06）、「東京歯科大学における公的研究費の管理・監査実施基準」（資料05-02-07、05-02-08）、「東京歯科大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」（資料05-02-09、05-02-10）を基に、毎年、研究活動に係る不正行為の防止に関する研修会として「研究倫理研修会」（資料05-02-11）を開催して意識の徹底を図っている。

【5-3】学外の有識者による第三者評価を受けていること。

2016年度に公益財団法人大学基準協会の認証評価を受審し、適合と認定されたが、努力課題として9項目の提言（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学に対する大学評価（認証評価）結果」）があった。このような結果を受け、2017年度に自己点検・評価委員会による評価結果を踏まえ改善方針が示された。これらについて計画的に改善を図り、2020年度に策定した中期計画に反映させるとともに、その結果を2020年6月に大学基準協会へ「改善報告書」として提出した。

なお、2021年3月に、大学基準協会から「改善報告書の検討結果」通知があり、「今後の改善経過について再度報告を求める事項」は「なし」とされている（東京歯科大学ホームページ「改善報告書の検討結果について」）。

さらに2023年度に同大学基準協会の認証評価を受審し、適合と認定されたが、改善課題として4項目の提言（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学に対する大学評価（認証評価）結果」）があった。これらのうち、既に歯学研究科に係る改善課題3項目については改善済であり（資料05-03-01）、残りの1項目についても計画的に改善を図ることとし、2025年度から実施予定の中期計画（7年計画）に反映させることとしている。

大学評価（認証評価）結果の概評における「教員組織の編制方針」についてのコメントについては、自己点検・評価委員会からの指示を受け、学務協議会にて、教育理念・教育目標を掲げている「東京歯科大学の方針」の「求める教員像および教員・教員組織の編成方針」の適切性について検証を行い、教授会に上程し学長により改訂を決定するといった改善を行った（資料05-01-05、05-01-06、05-01-07）。

また、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に

関する方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）の3つのポリシー（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学教育方針」）を踏まえた大学等の取組の適切性にかかる点検・評価については、前述の通り、学外の有識者からの評価（資料 02-02-01）も得て改善に活かしている。

【5-4】自己点検・評価及び第三者評価の結果を公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

大学の質保証を担保し改善・向上を広く周知するため、前述の通り「大学要覧」を作成し実績データを公表している（東京歯科大学ホームページ「大学概要（大学要覧）」）。また、情報の公表として、学校教育法施行規則第 172 条の2に定める教育情報に関する内容等を、本学のホームページ「情報の公表」（東京歯科大学ホームページ「情報の公表（教育研究上の基礎的な情報）」）において実施している。

教育研究活動としては、教科の特徴、到達目標、授業内容、事前・事後学修の内容、成績評価の方法などの情報からなるシラバスをはじめとして、人生 100 年時代を見据えた多様な年齢層の多様なニーズに対応する教育体制（リカレント教育・リスキル教育）として、現在のキャリアで求められる新たな歯科医学に関する専門的知識・技能を修得することを可能とした臨床専門専修科プログラムなど様々な教育活動を公表している（東京歯科大学ホームページ「医局員研修プログラム」、「東京歯科大学リカレント教育・リスキル教育プログラム（臨床専門専修科生プログラム）」）。さらに、授業評価アンケートの集計結果（東京歯科大学ホームページ「2023 年度授業評価アンケート総合評価」）についても公表し、教育研究活動の透明性を担保している。

<根拠資料>

- ・資料 01-03-01 東京歯科大学自己点検・評価委員会規程
- ・資料 02-02-01 東京歯科大学の教育活動に関する点検・評価の依頼について
- ・資料 03-04-02 入学者選抜にかかるガバナンス体制
- ・資料 04-06-02 教育職員の再任・昇任時における審査及び評価に関する規程
- ・資料 04-06-03 2025 年度活動目標及び評価シート（記入要領含む）
- ・資料 05-01-01 東京歯科大学学務協議会規程
- ・資料 05-01-02 東京歯科大学歯科医学教育開発センター規程
- ・資料 05-01-03 東京歯科大学教務部協議会規則
- ・資料 05-01-04 東京歯科大学教養科目協議会規則
- ・資料 05-01-05 2023 年度第 8 回自己点検・評価委員会記録案（2024. 2. 20）（抜粋）
- ・資料 05-01-06 第 280 回学務協議会記録（2024. 03. 05）（抜粋）
- ・資料 05-01-07 第 758 回講座主任教授会議事録 2024. 3. 12（抜粋）
- ・資料 05-02-01 2023 年度第 2 回自己点検評価委員会記録
- ・資料 05-02-02 2021 年度授業評価改善に対する FD の実施報告
- ・資料 05-02-03 入学後の学修成果の推移
- ・資料 05-02-04 第 46 回入試検討委員会議題
- ・資料 05-02-05 2024 年度入試管理委員会報告（大学）
- ・資料 05-02-06 東京歯科大学における研究者の行動規範
- ・資料 05-02-07 東京歯科大学における公的研究費の管理・監査実施基準
- ・資料 05-02-08 東京歯科大学における公的研究費の管理・監査実施基準に基づく体制図
- ・資料 05-02-09 東京歯科大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程
- ・資料 05-02-10 東京歯科大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程に基づく体制図
- ・資料 05-02-11 2024 年度研究倫理研修会について
- ・資料 05-03-01 第 752 回・第 755 回大学院研究科委員会議事録

(2023.11.15、2024.02.14) (抜粋)

- ・東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学学則」
<https://www.tdc.ac.jp/Portals/0/images/college/kyoumu/gakusoku.pdf>
- ・東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学の方針」
<https://www.tdc.ac.jp/Portals/0/images/college/information/pdf/hoshin.pdf>
- ・東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学卒業後アンケート」
<https://www.tdc.ac.jp/Portals/0/images/college/information/pdf/103after-graduation-questionnaire1.pdf>
- ・東京歯科大学ホームページ「自己点検・評価」
<https://www.tdc.ac.jp/college/information/tabid/207/Default.aspx>
- ・東京歯科大学ホームページ「学校法人東京歯科大学中期計画」
<https://www.tdc.ac.jp/Portals/0/images/college/information/pdf/keikaku.pdf>
- ・東京歯科大学ホームページ「各領域の戦略」
<https://www.tdc.ac.jp/Portals/0/images/college/information/pdf/senryaku.pdf>
- ・東京歯科大学ホームページ「2023年度授業評価アンケート総合評価」
<https://www.tdc.ac.jp/Portals/0/images/college/information/pdf/101jugyohyoka.pdf>
- ・東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学学術機関リポジトリ（研究者ページ:研究業績一覧）」
<https://ir.tdc.ac.jp/irucaa/researcher?action=viewResearcherPage&researcherId=75>
- ・東京歯科大学ホームページ「「改善報告書」の検討結果について」
<https://www.tdc.ac.jp/Portals/0/images/college/information/pdf/大学基準協会「改善報告書」検討結果.pdf>
- ・東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学に対する大学評価（認証評価）結果」
<https://www.tdc.ac.jp/Portals/0/resources/college/information/pdf/hyoka2015-tdc.pdf>
- ・東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学教育方針」
<https://www.tdc.ac.jp/college/applicants/tabid/191/Default.aspx>
- ・東京歯科大学ホームページ「大学概要（大学要覧）」
<https://www.tdc.ac.jp/portals/0/images/college/information/pdf/yoran/yoran2024.pdf>
- ・東京歯科大学ホームページ「情報の公表（教育研究上の基礎的な情報）」
<https://www.tdc.ac.jp/college/information/tabid/204/Default.aspx>
- ・東京歯科大学ホームページ「医局員研修プログラム」
<https://www.tdc.ac.jp/college/introduction/tabid/508/Default.aspx>
- ・東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学リカレント教育・リスキル教育プログラム（臨床専門専修科生プログラム）」
<https://www.tdc.ac.jp/college/introduction/tabid/119/Default.aspx>

・項目：結果に基づく教育研究活動の改善・向上

評価の視点	評価のポイント
5-5 自己点検・評価及び第三者評価の結果を教育研究活動の改善・向上に結びつけていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価及び第三者評価の結果に基づく当該歯学教育課程の活動全般に関する改善・向上を図るための計画の策定 ・当該歯学教育課程の活動全般に関する改善・向上を図るための計画の実

＜現状の説明＞

【5-5】自己点検・評価及び第三者評価の結果を教育研究活動の改善・向上に結びつけていること。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、「東京歯科大学の方針」（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学の方針」）に「東京歯科大学自己点検・評価委員会が統括し、本委員会の指示のもとに学務協議会が日常の個別事項の具体的内容と各組織・部署におけるPDCAサイクルの実施とその結果に対する評価を管理することによって、大学全体のPDCAサイクルを機能させる」と規定されている。

この内部質保証システムの体制や仕組みについては、2016年に受審した機関別認証評価において自己点検・評価委員会と学務協議会との役割分担が不明確であることやその活動や各基準における検証活動も不十分であることについて努力課題として指摘を受けたことから、見直しを行い、前述の通り「各領域の戦略」（東京歯科大学ホームページ「各領域の戦略」）とした行動目標を設定し、有効に機能させるよう改善を行ってきた。2023年度に受審した大学基準協会の認証評価結果に対する改善の具体例としては、「歯学研究科の教育課程の編成・実施方針は、教育内容・方法などに関する基本的な考え方が示されていない」とされた努力課題（東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学に対する大学評価（認証評価）結果」）について、自己点検・評価委員会にて審議の上、大学院研究科委員会において大学院のカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの検討・提案を行い、学長により改正を決定し、学務協議会に報告を行い改善に繋げている（資料 05-03-01、05-05-01、05-05-02）。

教育カリキュラムについては、その実施に伴って認められた問題点に対して”要な改善を行う際は、教授会を経て学内ワーキンググループを立ち上げ、現状の点検・評価を含め、詳細な検討を行っている。検討結果は、先述の通り、教育ワークショップ（資料 02-03-07、02-03-08）において学内公開し、多数の教員からの意見を聴取して、翌年度からのカリキュラム改定につなげている。

また、構成員のコンプライアンスについては、毎年「研究活動に係る不正行為の防止に関する研修会」を開催しているが、文部科学省等からの最新の情報を加味することに加え、毎回行っているプレテスト及びポストテストの結果を基に研修会内容の精査を行い、アップデートを都度行っている（資料 05-02-11）。

＜根拠資料＞

- ・資料 02-03-07 2023 年度教育ワークショップ報告会
- ・資料 02-03-08 2023 年度教育ワークショップ報告会スライド
- ・資料 05-02-11 2024 年度研究倫理研修会について
- ・資料 05-03-01 第 752 回・第 755 回大学院研究科委員会議事録
(2023. 11. 15、2024. 02. 14) (抜粋)
- ・資料 05-05-01 2023 年度第 5 回自己点検・評価委員会記録案 (2023. 10. 17) (抜粋)
- ・資料 05-05-02 第 277 回学務協議会記録 (2023. 12. 05) (抜粋)
- ・東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学の方針」
<https://www.tdc.ac.jp/Portals/0/images/college/information/pdf/hoshin.pdf>
- ・東京歯科大学ホームページ「各領域の戦略」
<https://www.tdc.ac.jp/Portals/0/images/college/information/pdf/senryaku.pdf>
- ・東京歯科大学ホームページ「東京歯科大学に対する大学評価（認証評価）結果」
<https://www.tdc.ac.jp/Portals/0/resources/college/information/pdf/hyoka2015-tdc.pdf>

【大項目5の現状に対する点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

2023年度に大学基準協会の認証評価を受審し、改善課題のほか、本項目に関して、以下の4点の概況コメントが提示された。

1. 「自己点検・評価委員会」と「学務協議会」は、構成員が重なる部分があり、日常的な課題への対応は「学務協議会」で実施していることから、今後、内部質保証における両会議体の役割について学内での更なる理解と周知を図ることが望まれる。
2. こうした各プロセスに対して全学的な内部質保証推進組織が積極的に関与していくことで、さまざまな取り組みを一層伸長させ、成果の可視化につながることを期待される。
3. 「内部質保証の方針及び手続」には、自己点検・評価結果の公開に関する方針を示しており、当該大学では大別すると上記の2種類の点検・評価を行っていることから、自己点検・評価結果の公開に関する方針と実態の整合性をより一層高めることが望ましい。
4. 今後も定期的に見直しを行い、引き続きシステムの改善に向けて取り組むことが望まれる。

(2) 改善のためのプラン

上記概況コメントについては、2023年10月17日開催の自己点検・評価委員会で議題とし、内部質保証における役割等の学内への理解と周知の促進及び成果の可視化等可能なものから速やかに取り組むとともに、引き続きPDCAサイクルを回していくなかで、システムの改善に取り組んでいくこととしている。

今後、大学教育全体においてアウトカム基盤型教育の体制充実が求められる中で、「歯学に関する専門の学術を教授研究するとともに、豊かな教養と高い人格を備えた人材を養成し、もって人類の福祉に貢献することを目的とする」という本学の目的を高いレベルで達成し、歯科界ひいてはわが国のリーダーとなる人材を育成するため、継続的な自己点検・評価を実施することに加えて、多様な第三者評価を受けることによって本学の社会的使命を果たしていきたいと考えている。

終 章

(1) 自己点検・評価を振り返って

本学は、2023 年度に受審した大学基準協会の認証評価の指摘を受け、自己点検・評価活動のさらなる改善に鋭意取り組んでおり、今回の歯学教育評価の受審に向けた自己点検・評価を通じ、内部質保証システムの構築が進んでいることを確認することができた。

しかし、その一方で、いくつか喫緊の課題を確認したことも事実である。教育面においては、臨床研修との連続性に配慮した臨床実習終了時に修得すべき臨床能力（ミニマムリクワイヤメント）の設定・評価の明確化や学生が修得したコミュニケーション能力、グローバルな視点等に関する学修成果の可視化の必要性を改めて認識した。また、学生の受け入れの観点からはより適切な定員管理体制の構築、さらに、教員組織の面においては、女性教員の増加策等の検討が必要と認識するとともに、教育の質を保証するため、内部質保証システムにかかる会議体の構成員の見直し等の体制強化を進めていく必要性を確認することができた。

(2) 今後の改善方策、計画等について

我が国の歯科医学の進むべき方向性を着実に捉え、デジタルトランスフォーメーションの利活用の推進、少子超高齢社会における学生募集の課題、ダイバーシティに配慮した人事制度の見直し等については、2025 年度から実施予定の中期計画（7年計画）においても、大学の戦略との関連性を一層明確にして、掲げていきたい。内部質保証における役割等の学内への理解と周知の促進及び成果の可視化等可能なものから速やかに取り組むとともに、理事長・学長の強いリーダーシップのもと、教授会を中心に、全教職員が一致団結して、PDCA サイクルを十分に機能させることによって、見直しと改善を継続的に実施することで、内部質保証の実質化に積極的に取り組み、歯学教育の目的の適切性を絶えず検証する。

歯科医学教育において本邦最古の歴史をもつ本学は、開学以来、歯科医学及び歯科医療の進歩・発展に尽力してきた。今後も我が国の歯科医学教育を牽引し、斯界のリーダーたる歯科医師と歯科医学研究者を継続して輩出していくために、自己点検・評価活動を単なるルーティンワークにせず、時代の潮流を捉えた不断の改革を行っていく。